

## II なぜ、いま活動の場なのか

### 1 身近な活動の場の役割

生活充実型、地域課題解決型など、手づくりの多様な活動を軌道に乗せ、さらに発展させるために、地域の身近な集会所や自治会館などの活動拠点は重要な役割を持つ。

### 2 活動拠点の現状と県民意識

県民交流広場実態・ニーズ調査、県民意識調査、県民モニターアンケート調査をみると、身近な施設数は相当な水準に達するものの、全く利用しない県民が5割、年に数回程度が2割強と利用状況は低調。その要因として、利用時間や設備の問題のほか、そもそも場所の不足を指摘する意見が多く、施設の整備・運営と県民ニーズとの間にミスマッチが生じている。

身近な施設を活用して県民が望む活動としては、環境問題、子育て、防犯など地域課題解決型の活動と、生涯学習や交流など生活充実型の活動がほぼ同じウェイトで上位にある。また、そうした地域での活動のため、地域内でのきめ細かい情報提供、リーダー等の人材養成、活動助成の充実など、地域、行政各々が様々な取り組みを行う必要性が示された。

### 3 活動の場づくりと活動離陸への支援の必要性

コミュニティの将来のための基盤づくりとして、身近な活動の場の整備、そこを利用した活動の離陸は、県内のコミュニティの実情や県民ニーズからみても重要な課題。県民交流広場の推進にあたっては、コミュニティ施設の整備が一定の水準に達する一方、老朽化等が進んでいる現状をふまえ、既存施設の充実や再整備を中心とした効率的な事業展開が必要。

## 1 身近な活動の場の役割 ～コミュニティ再生に向けた課題

コミュニティ再生に向けては、課題やテーマを抽出し、地域合意を形成するとともに地域活動への住民参加を促しながら、具体の活動－子育て、環境、防犯等の地域課題解決型、あるいは、生涯学習・交流等の生活充実型－を行うこととなる。生活充実型の活動も、それ自身がコミュニティ再生の目的足り得るとともに、地域課題解決型の活動の前提となる。

こうした活動の内容を問わず、実験的にはじめ、学びながら続けていく手づくりの活動こそがコミュニティ再生の条件であり、そのような手づくりの活動を支え、発展させる舞台が、共同利用空間としてのコミュニティ施設である。

一般に、コミュニティ施設という場合には、ごみ収集施設、生活道路、防火施設、コミュニティセンター、公民館、図書館、児童館など広範なものが該当する。狭義のコミュニティ施設としては、住民の集会所などがある。

コミュニティ施設は、どのようなものであれ、コミュニティ再生には欠くべからざるものであるが、とりわけ、直接的な活動の拠点となる集会所や自治会館等の共同利用空間は、日常的なコミュニティ活動において重要な役割を持っている。

## 2 活動拠点の現状と県民意識

### (1) 身近なコミュニティ施設の数

このような集会所や自治会館など、県民交流広場として活用し得る身近な施設の実態について、県では平成16年度に「県民交流広場実態・ニーズ調査」を行った。

調査結果をみるとわかるとおり、県内には相当数のコミュニティ活動の拠点が既に存在している。総数で2千5百弱、小学校区当たり平均で約3施設（平成16年5月の学校基本調査結果である829小学校区を用いて算定）に達する。

これは、国民生活審議会の報告を受けて昭和40年代半ばから全国的に始まったコミュニティ行政が、多くの自治体で物的施設を中心に構想され、推進されてきたことも背景にあると考えられる。

#### ＜県民交流広場で活用し得るコミュニティ施設と特徴＞

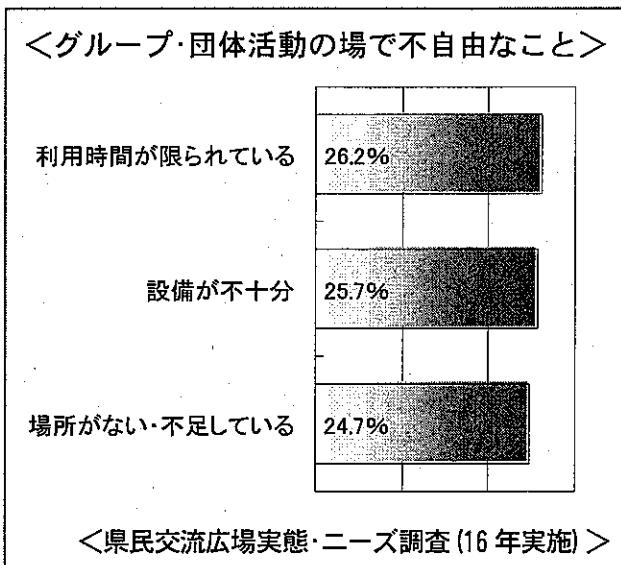
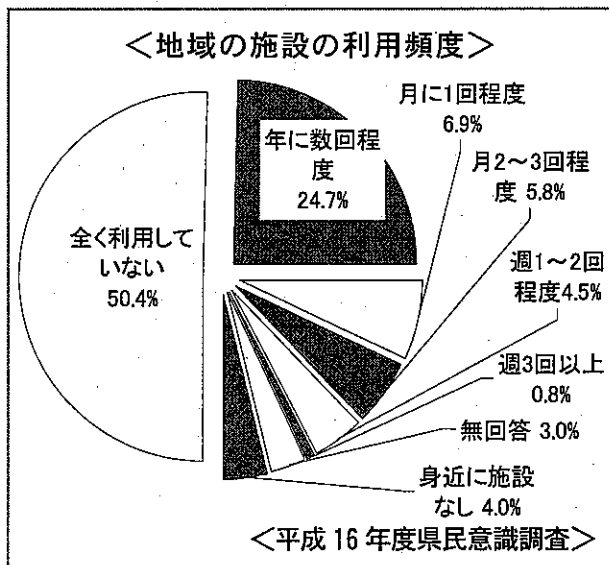
- 1 県民交流広場で活用し得る施設数（計2,484施設）
  - ・集会所、自治会館、コミュニティプラザ、公民館等：2,191施設
  - ・学校の余裕教室：106施設
  - ・商店街の空き店舗、その他公共施設：187施設
- 2 前記1の施設全体の特徴
  - ・設置・運営主体：公設公営30%、公設民営24%、民設民営46%
  - ・平均会議室スペース：126.9㎡
  - ・スタッフ駐在施設：28.9%、平均2.2人

＜県民交流広場実態・ニーズ調査(16年実施)＞

### (2) 利用頻度と問題点

コミュニティ施設は一定の数に達しているものの、平成16年度の県民意識調査をみると、県民のこうした施設の利用状況は極めて低調となっている。

理由として、地域活動リーダー等511名が挙げるのは（県民交流広場実態・ニーズ調査）、利用時間など施設運営のソフト面のほか、設備に対する不満、さらに、そもそも場所の不足を指摘する意見が高い割合を占めている。



本年9月に実施した県民交流広場に関する「県民モニターアンケート調査」においても、コミュニティ活動を活発にし、より多くの人に参加できるようにするため必要なこととして、「活動に関心をもってもらうための広報の充実」、「活動を企画・運営するための人材」に次いで、「活動の中心となる拠点や場所」があげられており、コミュニティの基盤となる場が大きな問題であることが明らかになっている。

＜コミュニティ活動を活発にし、多くの人に参加できるようにするため必要なこと＞

- ① 活動に関心をもってもらうための広報の充実 (48.4%)
- ② 活動を企画・運営するための人材 (46.3%)
- ③ 活動の中心となる拠点や場所 (26.8%)

＜県民モニターアンケート調査(17年9月実施)＞

(3) 必要な設備

日常的なコミュニティ活動を支える身近な施設に対して県民が不自由を感じている中で、どのような設備が必要かを地域活動リーダー等にお問い合わせしたところ、コミュニティ活動に不可欠と考えられる基本的な設備が多く挙がった。このことは、単に建物を建設するだけでなく、利用者である住民の視点に立ち、備品や機能を含むトータルな活動拠点の整備が課題であることが伺える。

＜身近な活動の場に必要な設備＞

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1位：印刷設備 (226人)        | 6位：工房・工作設備 (74人)  |
| 2位：パソコン (220人)        | 7位：調理設備 (70人)     |
| 3位：グループ活動用ロッカー (107人) | 8位：健康設備 (54人)     |
| 4位：自由に使える掲示板 (93人)    | 9位：展示設備 (49人)     |
| 5位：視聴覚設備 (91人)        | 10位：レターボックス (24人) |

＜県民交流広場実態・ニーズ調査(16年実施)＞

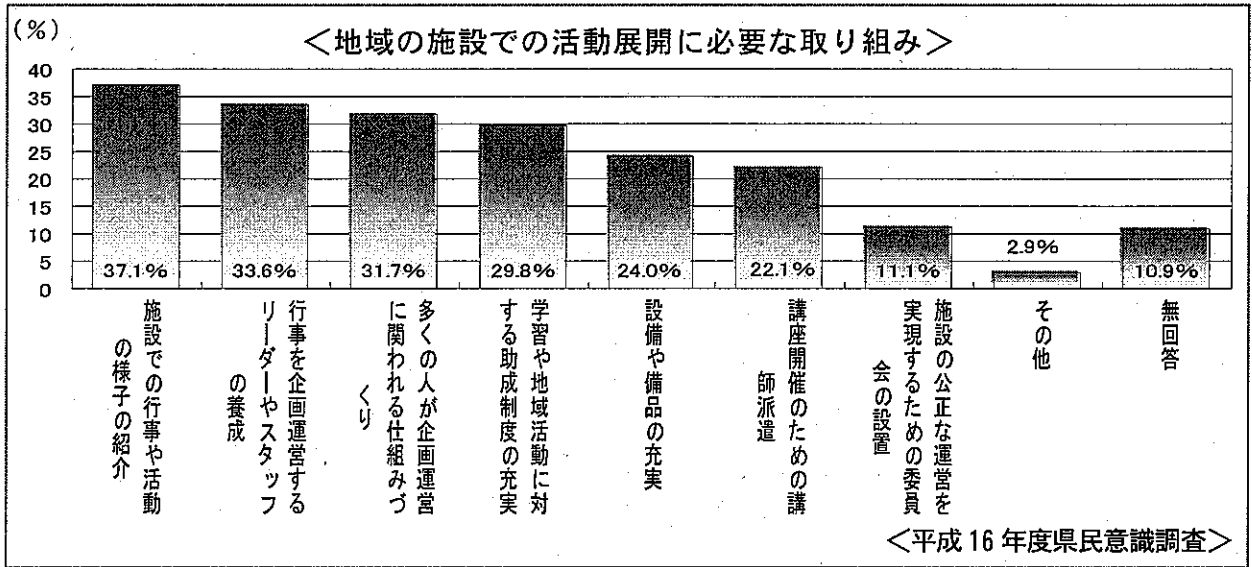
(4) 地域の施設を利用した活動ニーズと活動展開のための取り組み

県民が身近な施設でどのような活動を望んでいるか、さらに、地域の施設での活動展開にはどのような取り組みが必要と考えているかをみると、次のとおりとなる。活動内容としては、環境問題など身近な課題の解決を図る活動と、生涯学習など生活充実型の活動がほぼ同じ割合となっている。活動展開に必要な取り組みとしては、情報提供、人材養成のほか、活動助成の充実などが挙がっており、活動を持続し、盛り上げていくため、ソフトな仕掛け・仕組みが重要であることがわかる。

＜コミュニティに必要な活動＞

- ① 環境、子育て、高齢者福祉、防犯など地域課題の解決をめざす活動 (35.7%)
- ② スポーツ、文化活動、生涯学習などの生活の充実をめざす活動 (35.1%)
- ③ まちづくり計画など、行政と連携してまちの将来を考える活動 (16.8%)
- ④ 地元産品の商品化など、地域に根ざしたしごとづくりをめざす活動 (5.3%)

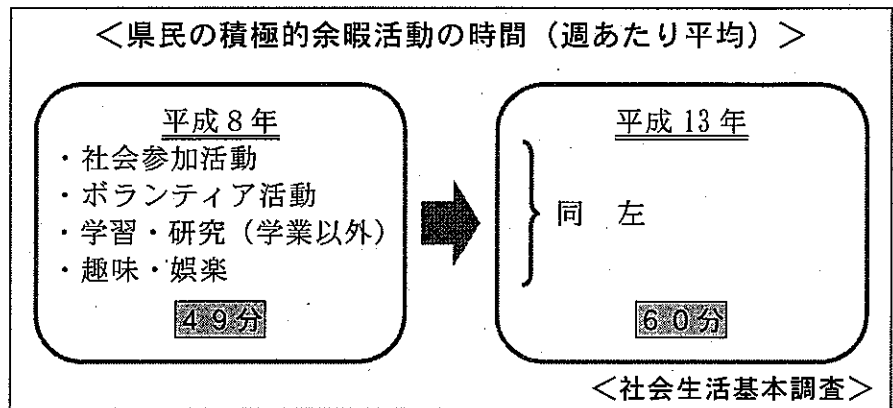
＜県民モニターアンケート調査(17年9月実施)＞



### 3 活動の場づくりと活動離陸への支援の必要性

新住民と旧住民の絆を深めるための交流活動、豊かな生活をもたらすための地域での生涯学習活動、安心して暮らせる地域をつくるための活動など、コミュニティの再生は、住民が連携して手作りの活動を展開していく過程そのものであり、それを支えるのが身近な活動拠点である。

県民が社会参加活動（婦人活動、市民運動等）、ボランティア活動、学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽という積極型の余暇活動に費やす時間は着実に増えている（社会生活基本調査）。また、1947年～49年に



生まれた、いわゆる団塊の世代約 31 万人が一挙に地域に還流する時期がまもなく到来する。前述した現時点のニーズだけでなく、このような近い将来の県民生活の動向からも、生活に身近な「場」へのニーズは高まるものと考えられる。

身近な集会所や自治会館等のコミュニティ施設は、市町の施策や住民の自助努力もあり、一見すると量的には充足されているかに見えるが、依然として場所の不足を訴える声、既存の施設についての備品の不足などハード面での不備を指摘する声がある。モデル地域住民アンケート調査、市町アンケート調査、県民モニターアンケート調査でも、高い割合でこうした問題が指摘され、コミュニティの実情が裏付けられた。

さらに、モデル地域の地域推進委員会に対するヒアリング等では、行政依存とならないよう地域が自戒し、工夫を行いつつも、整備された拠点での活動を軌道に載せるため、呼び水となるよう活動支援の重要性を訴える意見が多かった。

県民交流広場は、まさにこうした本県の地域実情に即した施策として、コミュニテ

ィ施設というハード整備をテコとしつつ、「箱モノ」それ自体が目的ではない、コミュニティ再生の最初の一步を促す、すなわち、コミュニティの将来を拓くための基盤を形成する事業としていく必要がある。

その際に留意すべきは、新たにコミュニティ施設を建設する以上に、これまでの市町の取り組みや住民の自助努力で整備されてきたものの、老朽化したり、設備の不備が目立ったりする既存のコミュニティ施設について、時代や県民のニーズに合うよう再整備（リニューアル）することではないかと考えられる。これにより、既存資源の効率的な利用が図れるだけでなく、限られた資金のより効果的な活用も可能になる。

### III 県施策としての県民交流広場の意義・必要性

#### 1 行政施策としての必要性

事業主体の組織化や企画検討など実施過程を含め、県民交流広場は、16年度のモデル地域において、地域での事業実施の際の示唆となる課題を浮き彫りにしているものの、住民の関心喚起、活動や地域でのネットワークの発展、人材育成等で成果をあげ、モデル地域住民、市町ともに広場の地域への貢献を高い割合で評価。

また、市町が県民交流広場を、コミュニティ計画づくり、合併後の旧市・町間の住民交流、コミュニティの区域設定や再編の契機とするなど波及効果も発揮。

以上から、単に場の整備だけでなく、住民主導の企画づくり、運営主体の組織化、活動の立ち上げ等を支援する県民交流広場は、行政施策として、総じて確実に地域にプラスの効果を及ぼし、モデル地域や市町は高い割合でその必要性を認めている。

#### 2 県施策としての県民交流広場の意義

全県課題としてのコミュニティ再生の重要性をふまえ、地域、市町ともに県民交流広場を県施策として実施することに肯定的。しかし、広場は補完性の原則からくる市町主導の要請にもあてはまり、県・市町の建設的な役割分担と協働関係を見出していくことが不可欠であり、地域、市町、そしてモデル事業を実施した県自身もその重要性を認識。

また、地域、市町等からは、多様な地域実情に対応し得る柔軟な事業フレーム、県民交流広場相互のネットワーク化や人材養成等広場と一体的に実施すべき施策への要請が強い。

県と市町が共に地域に関わりを持ちながらの協働、さらに地域の多様性に馴染む事業フレームや関連施策といった県の適切な役割の発揮が実現してこそ、県民交流広場は県施策として、より広く県民や市町の理解が得られる意義ある事業となると考えられる。

#### 1 行政施策としての必要性

##### (1) 県民交流広場が地域にもたらした成果と課題

16年度のモデル地域について県民交流広場がもたらした成果をみると、モデル地域住民の5割強、モデル実施市町の8割が地域課題の解決への県民交流広場の貢献を評価している。具体的には、県民交流広場を契機とした地域づくりへの住民の関心の高まり、活動の発展・充実、地域における個人・組織間のネットワークの発展、人材育成など、まさに県民交流広場が企図した効果が挙がっていることが伺われる。

他方で、県民交流広場の地域への貢献を否定するモデル地域住民も2割おり、県民交流広場の取り組みの様々な局面における課題が浮き彫りになっている。

以上から、現時点において、県民交流広場は、コミュニティ再生という所期の効果を発揮しつつあることが確認できる一方で、地域での取り組みにおける幾つかの課題も浮き彫りにしており、今後の地域における創意工夫の必要性を示唆している。

また、県民交流広場を整備して日が浅い地域もあることから、2割強のモデル地域住民が広場の成果・課題について見極めがつかないとしている。

広域推進委員会(淡路)からの指摘もあるように、県民交流広場の成果の確実性、持続性については、地域での事業着手からの経過期間が短い現段階で即断できない面があることは否めない。しかし、総じてモデル地域においてコミュニティ再生の

種が蒔かれ、新たな芽が生まれつつあることは確かであり、それをいかに育て、伸ばせるか、今後、中長期の視点でじっくりとフォローすることも必要である。

### ＜県民交流広場が地域にもたらした成果＞

#### 1 コミュニティの課題解決への県民交流広場の貢献（モデル地域住民、市町アンケート）

	モデル地域住民	モデル実施市町
◎大きく貢献	(9.2%)	(16.7%)
◎貢献	(43.3%)	(66.7%)
◎あまり貢献せず	(20.1%)	(8.3%)
◎まったく貢献せず	(2.4%)	(0%)
◎よくわからない	(25.0%)	(8.3%)

#### 2 貢献内容（モデル地域住民アンケート）

- ◎地域づくりへの住民の関心の高まり (40.4%)
- ◎活動の発展・充実
  - ・活動の参加者数の増 (44.6%)
  - ・活動の回数増 (34.7%)
  - ・新たな活動のスタート (39.9%)
- ◎利用希望
  - ・広場整備後は、従前以上に多い頻度で施設を利用したい (44.1%)
- ◎ネットワークの発展と充実
  - ・地域団体相互の連携の発展 (10.9%)
  - ・世代間の連携の深まり (9.8%)
  - ・コミュニティ組織と行政との連携の発展 (8.8%)
- ◎活動のリーダーや担い手育成が進展 (6.7%)

#### 3 貢献の具体例（モデル地域ワークショップ、地域推進委員会、広域推進委員会意見） （意識改革・やる気の高まり）

- ◎企画提案の発表会を現地で開催したことで多くの住民が参加・発言し、地域づくりの気運が生まれた（西播磨広域推進委員会）
- ◎県民交流広場の企画や整備を通じて、地域自らが考える、行動するという意識が芽生えた（モデル地域ワークショップ）
- ◎県民交流広場をきっかけに、住民の関心が高まり、新しい活動プログラムの企画が次々に提案されるようになった（モデル地域ワークショップ）
- ◎ITを使ったコミュニティ内での情報共有が進んだ（モデル地域ワークショップ）

#### （協働・交流の拡がり）

- ◎これまで地縁団体同士が連携することがあまりなかったが、県民交流広場を契機に協働して企画提案や活動に取り組んでいる（モデル地域ワークショップ）
- ◎事業主体の組織化と広場の運営の中で、地域団体同士が互いに補完し合うという関係が生まれつつある（淡路広域推進委員会）
- ◎県民交流広場の地域での検討や整備過程自体が世代間交流につながった。
- ◎ホームページ開設で地域内外と交流が可能になった（モデル地域ワークショップ）

#### （活動の発展）

- ◎地域福祉・介護、環境保全、リサイクル、青少年育成、祭りなど、これまで様々な活動を様々な団体が行ってきたが、県民交流広場をきっかけに、こうした活動全体を一つにまとめていく契機となった（地域推進委員会）
- ◎分散していた拠点を集約し、利便性が高まった（地域推進委員会）

◎地域独自でチラシを作って配布したりした結果、広場の存在が少しずつ知られ、参加者が増えている（モデル地域ワークショップ）

（人材養成）

◎県民交流広場の活用で30～40代のリーダーが育った（モデル地域ワークショップ）

### ＜県民交流広場のモデル地域における課題＞

県民交流広場の実施過程に沿って地域の取り組みをみると、企画検討、事業主体の組織化、施設整備、施設運営、活動展開など、モデル地域住民、市町ともにこれを評価する見方が多数であるが、一部で次のような課題も明らかになっている（地域推進委員会、モデル地域住民、モデル実施市町の意見）

#### 1 企画検討

- ◎活動の継続のための長期的な資金確保等の考慮が足りなかった（地域推進委員会）
- ◎地域での合意形成が不十分な面があった（モデル実施市町）

#### 2 目標設定

- ◎中長期的に活動を継続・活性化するための目標設定の状況（地域推進委員会）
  - ・数値目標を定め、地域で共有（1地域）
  - ・定性的な目標を定め、地域で共有（18地域）
  - ・目標設定はしていないが、その必要性は認識（11地域）
- ◎活動レベルを上げるため、何らかの目標設定が大事（モデル地域ワークショップ）

#### 3 事業主体の組織化

- ◎既存組織を活用したため、県民交流広場の趣旨の浸透が不十分な面がある（地域推進委員会）
- ◎地域団体が連合した既存組織を活用したが、リーダー人材が不足している（モデル実施市町）
- ◎コミュニティの中での事業主体の位置付け、事業主体の中での団体連携など、事業主体のあり方が極めて重要（モデル地域ワークショップ）
- ◎地縁団体主体の組織であるが、NPO等幅広い参画が必要（モデル地域ワークショップ）

#### 4 施設整備

- ◎高齢者や障害者への配慮不足（モデル地域住民アンケート/33.4%、モデル地域ワークショップ）
- ◎設計や工事、備品購入の際にきめ細かく住民の意見を取り入れることが必要（モデル地域ワークショップ）
- ◎設備が不十分（モデル地域ワークショップ、モデル地域住民アンケート意見）

#### 5 施設運営

- ◎施設利用に制約あり（モデル地域住民アンケート/27.1%）
  - ・常駐する管理スタッフがいない（73.9%）
  - ・利用可能時間に制約がある（28.3%）
  - ・利用規則が硬直的（17.4%）
  - ・利用手続きが煩雑（6.5%）
- ◎常駐スタッフがいると、施設の利便性が飛躍的に向上（モデル地域ワークショップ）
- ◎常時オープンし、気軽に利用できれば、まさにコミュニティのサロンになる（モデル地域ワークショップ）



- ◎小学校区の余裕教室を活用した場合、不審者侵入等の安全管理が問題（モデル地域ワークショップ）
- ◎施設利用が特定の者・団体に限られる傾向あり（モデル地域ワークショップ、モデル地域住民アンケート意見）
- ◎女性の参加が少ない（モデル地域ワークショップ）

## 6 活動展開

- ◎活動に関する情報提供が不足（モデル地域住民アンケート/36.5%）
- ◎どんな施設か、何をやっているかをわかりやすく地域に発信することが重要（モデル地域ワークショップ）
- ◎活動を継続するための参加料や会費の徴収なし（モデル地域住民アンケート/63.8%）
- ◎会費徴収等活動継続のための資金対策が今後の大きな課題（地域推進委員会）
- ◎活動内容に魅力がない（モデル地域住民アンケート意見）
- ◎活動のリーダーやスタッフが不足、特に若年から中堅層がいない（モデル地域ワークショップ、モデル地域住民アンケート意見）
- ◎活動への住民の関心が低い（モデル地域住民アンケート意見）

## 7 多様な主体との協働

- ◎活動を活発にするため、ボランティアグループやNPOとの連携が不可欠（モデル地域ワークショップ）

## (2) 県民交流広場が市町にもたらした効果

コミュニティ再生を全県課題に位置付け、これに取り組む県民交流広場は、地域において、様々な芽や気運を創り出しただけでなく、コミュニティに最も身近な行政主体である市町のコミュニティ施策の充実を促す効果も確認された。

県民交流広場の実施を契機として、何らかの新たなコミュニティ施策を展開する意向を持つ市町は、全体の3割に達する。具体的には、「コミュニティ計画づくりのきっかけとして活用したい」、「合併後の旧市・町間の住民交流の仕掛けとして活用していく」、「コミュニティの区域設定や再編に活用」、「公的施設の指定管理者制度の導入」などが挙がっている。

このように県民交流広場は、市町のコミュニティ施策充実のきっかけとなり、コミュニティ再生に向けた全県的な気運、コミュニティへの行政としてのバックアップの充実効果も発揮している。

特に、未だ一つの基礎的自治体としての一体性に乏しい合併直後の市町における旧市・町間の住民交流、人口減少・少子高齢化による集落崩壊や子育て、青少年育成、防犯、環境維持をはじめ、小学校区など広い範囲での取り組みが必要な地域課題に対応するためのコミュニティの区域設定の見直しなど、いずれも市町行政において、極めて緊急性が高い重要な課題である。県民交流広場がこれら課題への市町の取り組みを側面から支援する役割を果たしていることは評価される。

また、県民局圏域単位でも、広域推進委員会が指摘するように、県民交流広場の推進過程自体が市町と県とのコミュニティ施策の分野における協働を促す効果を発揮している。

### ＜県民交流広場が市町にもたらした効果＞

県民交流広場を契機に、何らかのコミュニティ施策を展開する意向の市町 (28.6%)

↓ (具体的な内容)

- ◎コミュニティ計画づくりのきっかけとして活用 (43.8%)
- ◎合併後の旧市・町間の住民交流の仕掛けとして活用 (31.3%)
- ◎公的施設の指定管理者制度の導入のきっかけとして活用 (31.3%)
- ◎コミュニティの区域設定や再編の契機として活用 (18.8%)
- ◎学校の地域社会への開放 (学社融合) の機会として活用 (12.5%)
- ◎新旧住民の交流の仕掛けとして活用 (6.3%)
- ◎都市と農村の交流など市町域を越えた広域交流の足がかりとして活用 (6.3%) 等

＜市町アンケート調査(17年実施)＞

### ＜県民交流広場が誘発した市町と県との協働 ～広域推進委員会意見＞

- ◎今後のコミュニティ施策の方向性について、県民局と市町が情報交換や議論を重ねる契機となった (中播磨)
- ◎県民交流広場に対し、県・市町の役割分担等の観点から消極的な立場を取る市町でも、地域における少子高齢化等に起因する様々な課題が深刻化するなか、こうした地域課題の解決と県民交流広場とを関連付けて取り組もうという気運が見られはじめた (阪神南)

### (3) 行政施策として実施することの妥当性

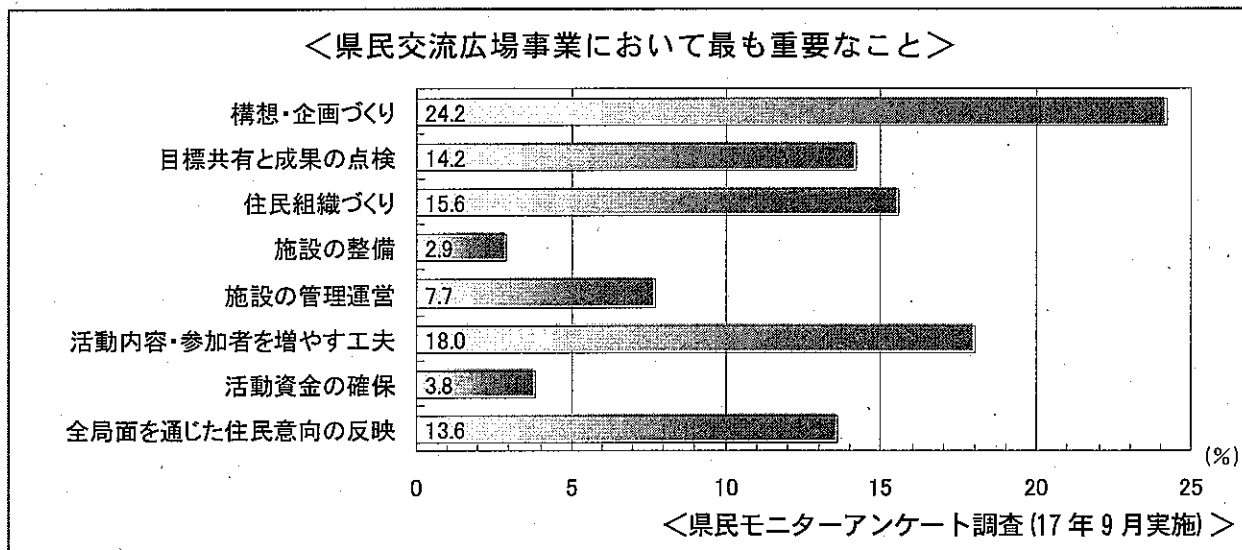
これまで見てきたとおり、コミュニティは、今日的な存在意義を高めており、住民自治や住民の自主活動の基礎的単位として、さらに活性化することが期待されている。しかし、その期待を独りコミュニティのみに押し付けてもよいものなのか。

コミュニティの再生とは、地域の共感と共同性の回復によって、人々の「生活の質」を高めることであり、何よりもコミュニティ、ひいてはそこに暮らす一人ひとりの県民の主体的な活動が重要であることは言うまでもない。しかし、今日のコミュニティの直面する課題は、極めて複雑・困難なものであり、また、生涯学習、子育て、高齢者ケア、防犯、防災、環境維持といったそれらの課題は、現在の行政が政策課題として抱える問題そのものでもある。

このため、行政にあっては、こうした課題に果敢に挑むコミュニティと協働していくことが求められており、活動の場などに対する県民ニーズやコミュニティの現状をふまえ、コミュニティ再生の基盤づくりを応援していくことが必要である。県民交流広場は、こうした観点から、県民と地域の主体的な活動が活性化するよう、活動の場づくりと活動の離陸、すなわち「コミュニティの基盤づくり」を応援する事業であり、その意義は大きいと考えられる。

特に県民交流広場において、場の整備というハード面だけでなく、運営主体の組織化、整備された場の活用の呼び水となるよう活動の立ち上がりを支援することは、過去のコミュニティ施策が物的施設の整備支援を中心とし、その活用や活動の持続化に繋がりにくかった反省に立つものとして、評価できるのではないかと考えられ

る。県民モニターアンケート調査において、県民も、施設整備や資金確保以上に、企画づくり、活動内容や参加者を集める工夫、広場を担う住民組織づくり、目標共有と点検、住民意向の反映が重要と指摘している。実際、県民交流広場のモデル地域では、場の整備に加え、その前後の地域での企画検討や組織化といった実施過程全体で効果を発揮しており、こうした県民交流広場の実効性に着目し、市町がコミュニティ施策充実のきっかけにするなど、波及効果ももたらしている。



市町アンケート調査やモデル地域住民アンケート調査においても、単にハード整備だけでなく、コミュニティ再生の基盤づくりを支援していく県民交流広場事業について、高い割合でその必要性を認めていることが特徴である。その考え方は、「県民交流広場はコミュニティ再生のためのチャレンジである。その動きは目には見えにくいだが、次代の人々のための重要なソフト・ハードのインフラ整備と位置付け、果敢に取り組むことが必要」(淡路広域推進委員会)という言葉に集約されよう。

ただし、今次の検証において、モデル実施市町から指摘があったように、コミュニティでは、一般に、合意が形成され、事が動き出し、軌道に載るまでに長い時間がかかるのが常であり、短兵急に成果や課題を求めることは適切とは言えない面がある。このため、県民交流広場がきっかけとなってコミュニティに蒔かれた種がどう育っていくのか、長い目で見守るとともに、行政施策としての県民交流広場について、不断にあり方を考え、成長させていくという基本姿勢が必要である。

**<県民交流広場事業の必要性>**

	モデル地域住民	市町
①必要	(45.1%)	(50.9%)
②どちらかと言えば必要	(46.8%)	(29.1%)
③どちらかと言えば必要ない	(5.4%)	(7.3%)
④不要	(1.1%)	(1.8%)
⑤その他	(1.6%)	(10.9%)
	} 91.9%	} 80.0%

<モデル地域住民アンケート調査、市町アンケート調査(17年実施)>

## 2 県施策としての県民交流広場の意義

### (1) 基本的な考え方

「より高次の大きな団体は、より個人に身近な団体でできないことを補完的に行うべき」という補完性の原則という考え方がある。この考え方からすると、コミュニティ施策である県民交流広場は、市町の施策として行うことも考えられる。

しかしながら、他方で県には、多数の市町を包含する広域自治体としての責務がある。兵庫の元気と安心のために、従前にも増してその重要性を高めつつあるコミュニティの再生を図ることも、そうした全県共通の課題の一つとして挙げられる。

地域づくり活動の分野における県と市町の関係について、「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づいて定められた「地域づくり活動支援指針」では、次のように考え方が整理されている。しかし、これはあくまで基本的な原則であり、個々の具体のケースに即して、望ましいあり方を考えていくことが必要と考えられる。

#### 県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく「地域づくり活動支援指針」

〈県と市町の関係に関する基本的な考え方〉 県と市町は対等・協力の関係を基本とし、県は市町優先の原則に基づき、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担と連携により、地域づくり活動を支援する。

〈市町〉 地域づくり活動に取り組む団体等への身近な活動に対する支援など、暮らしに密着した課題に対応する。

〈県〉 広域性の高い行政需要や全県で取り組むべき地域課題への対応を基本に、市町や中間支援組織への支援とともに、県民の主体的な地域づくり活動の拡がりをめざし、活動基盤の強化や各主体間のネットワーク化に対応する。

### (2) モデル地域の意見

これまでコミュニティ施策は、住民・地域に最も近い自治体である市町が担い、その実施主体となってきたケースが多い。こうした背景から、県民交流広場についても、モデル地域の地域推進委員会へのヒアリングや住民アンケート調査では、コミュニティに身近な市町による実施を望む意見がある。

しかし、地域の意見を全体としてみれば、コミュニティ再生が全県共通の課題であること、コミュニティの抱える問題の複雑性・困難性、市町合併に伴い地域が孤立する懸念、市町の財政悪化による施策制約などを理由に、県と市町が協働して県民交流広場に取り組むことを求める声が多い。特に、モデル事業の事業主体である地域推進委員会では、その意見が大勢を占めていることが特徴である。

ただし、県と市町が協働しつつ、全県施策として実施する場合でも、区域設定をはじめ、コミュニティの実情が極めて多様であり、また、地域が自主的・主体的に考えた企画を尊重することが重要であるとして、画一的な事業フレームを排し、できるだけ柔軟なものにするよう求める意見が多い。また、人材養成や専門家の派遣、広場同士のネットワーク化など、一体的に実施すべき施策への期待も大きい。

＜県民交流広場を実施するに相応しい行政主体＞

- ◎県と市町が共通の課題として取り組むべき (57.5%)
- ◎コミュニティに身近な市町 (32.1%)
- ◎全県的な取り組みとして県が担うべき (9.5%)

＜モデル地域住民アンケート調査(17年実施)＞

(3) 市町の意見

コミュニティ活動の場づくりと活動支援の行政施策としての必要性を認めた約8割の市町は、市町の財政上の問題、次いで全県課題としての重要性を挙げ、その施策を県が推進する必要性を認めている。他方で、コミュニティ施策は、住民に身近な市町が行うべきとして、県の役割の発揮を消極にみる市町は僅かとなっている。

＜県民交流広場を県が推進すべき理由＞

- |                              |         |                      |
|------------------------------|---------|----------------------|
| ◎市町では財政的に対応できない              | (46.5%) | } 県施策として実施すべき(80.3%) |
| ◎住民にコミュニティの重要性の認識を促す効果がある    | (15.5%) |                      |
| ◎全県共通の課題であるため                | (14.1%) |                      |
| ◎広域行政を担う県と基礎的自治体である市町が連携しやすい | (4.2%)  |                      |
| ◎コミュニティ施策は住民に最も身近な市町が行うべき    | (8.5%)  |                      |
| ◎その他                         | (11.3%) |                      |

＜市町アンケート調査(17年実施)＞

このように、県民交流広場を県が施策として実施することについて、市町は肯定的に考えていることが伺われる。

さらに踏み込んで、その県が行う事業のあり方、すなわち、市町といかなる関係の下に事業を進めればよいのかを考える必要がある。先の市町アンケートへの問いで、財政上の問題により、県の役割の発揮を求めるとする市町は、別の見方をすれば、県が市町に財政援助を行い、市町が施策主体となる形を求めていると解釈できなくはない。この点、県と市町の連携のあり方を聴いたところ、「県は市町を通じた間接支援を行うべき」とした市町は3割弱に過ぎず、「県と市町がともにコミュニティに関わりをもつべき」、「県単独で事業実施すべき」を合わせ、倍の6割の市町が、県が直接的に地域に関与していく事業形態の方が適切と考えている。

＜県と市町の基本的な役割分担と連携のあり方＞

- ◎県がコミュニティに直接関わりを持ちながら、市町も一定の責任・役割を果たすべき (38.6%)
- ◎県は市町を通じた間接支援を行うべき (29.8%)
- ◎基本的に県と地域とで事業を進め、市町は関わるべきではない (21.1%)
- ◎その他 (10.5%)

＜市町アンケート調査(17年実施)＞

最も割合が高い「県と市町がともにコミュニティに関わりをもつべき」とした市町が理由として挙げたのは、次のようなものである。

- ◎ コミュニティ再生は難しい問題であり、地域・市町・県が、地域という現場で知恵を出し合い、汗を流して初めて成し得るもの。
- ◎ 市町も県も、ともに同じ地域を行政の対象としており、ともに地域に関わっていくのが本来の姿。県が間接支援という黒子に回るのであれば、それは「自治体」本来の役割の放棄であり、国と同じではないか。

このように、県と市町の役割に関する市町の考え方は、先に示した県民交流広場を県が推進すべき理由もふまえ、そもそもコミュニティ再生が全県共通の課題であり、県と市町の協働が必要であることを前提として、住民にその重要性をアピールしたり、県としての強みを発揮するなど、市町が、県の積極的な役割を求めているものと解される。

ただし、「県は市町を通じた間接支援を行うべき」とした市町からは、その理由として次のようなものが挙げられており、県と市町の協働関係の構築において、十分に斟酌する必要がある。

- ◎ 地域は市町による身近な支援を望んでいる。
- ◎ 市町が最もよく地域の実情をつかんでおり、それがコミュニティ施策実施の前提になる。
- ◎ 住民に対し、責任の所在を明確にする必要がある。
- ◎ 地域が自立するためには、まず市町が県に頼らず、自立しなければならない。

#### (4) 県施策として実施することの妥当性

県民交流広場に関する県と市町の間関係を考える場合、それは、補完性の原則からくる市町主導の要請にも、全県課題としての県主導の要請のいずれにもあてはまる。結局のところ、重要なことは、「選択」ではなく、両者の最適のバランスを見出し、矛盾を「総合」していく弁証法的な発想と行動ではないかと考えられる。

県内市町の多くは、県と市町がともに地域に関わっていく姿を描いている。地域もまた、県と市町がコミュニティ再生という困難な課題に向けて手を携えることを求めている。モデル事業を実施した県民局も、市町なくして県民交流広場を進めることができないことを強く認識している。

コミュニティの再生・構築という県・市町が共有する課題の解決に向け、それぞれが自らの強みを発揮し、相手方の足らざるを補い合う建設的な協働を、発想と行動の基本に据えることが、県と市町には求められている。それは、一面で補完性の原則の尊重であろうし、一面で広域課題への対応であり、全体をみれば双方の融合した形である。

その際に県として留意すべきは、コミュニティとその施策に対する考え方、歴史的背景といった個々の市町の特性を、妥協や安易に流れるのではなく、県民生活の豊かさと分権の実現のための視点で尊重していく基本姿勢であると考えられる。財政的に逼迫している市町における、県民交流広場に関する市町の将来的な財政負担

への懸念（阪神南広域推進委員会）、県が直にコミュニティに関わることによる市町行政の混乱への懸念（東播磨広域推進委員会）など、市町には様々な不安や考え方がある。県の間接的な役割発揮を望む3割弱の市町の存在は、こうした市町の認識の表れでもある。また、身近な市町への県民の期待は少なくない（モデル地域住民アンケート調査）。県は、市町との協働関係を築くために、県民局を中心に市町と対話を行いながら、時間をかけて事業を進めていくことが必要である。

さらに、モデル地域住民と同様、市町からも、事業フレームの柔軟化や人材施策等に関する要請は強い。広域推進委員会、全県検討委員会から示された意見もふまえて、県民交流広場の地域への適合性を高めながら、全県、県民局圏域での問題提起、県民交流広場相互や人のネットワークづくりといった広域視点での関連施策を合わせ、広場と一体的に実施することが必要であると考えられる。

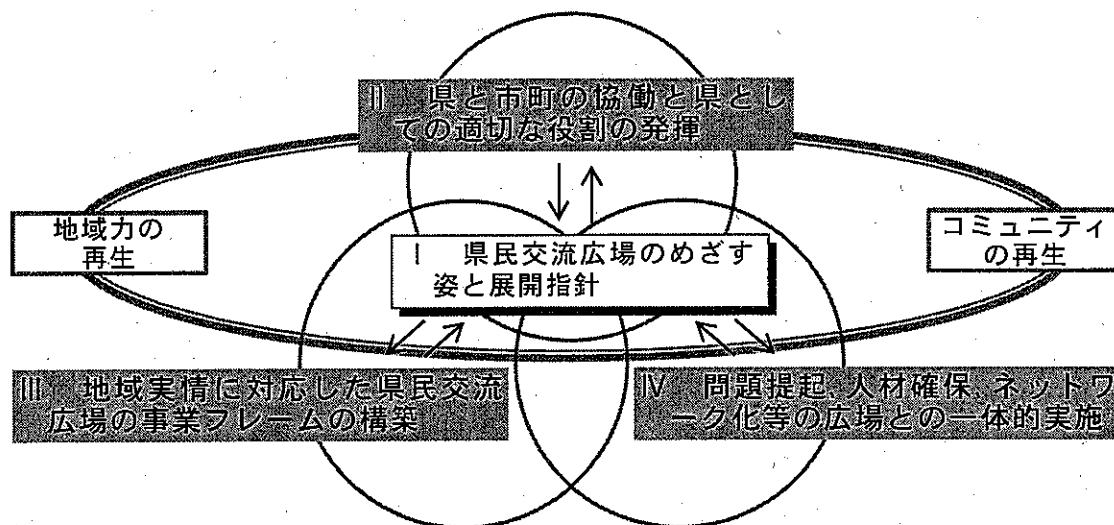
以上のように、県と市町の建設的な協働関係を前提に、県が適切に役割を発揮していくなれば、県民交流広場を県の施策として実施する意義は大きく、より広く県民と市町の理解を得られる事業になるものと考えられる。

## 第5章 県民交流広場の基本方向 ～元気と安心の地域社会を支える事業とするために

16年度・17年度モデル事業に関する地域、市町、県民局圏域の検証をふまえ、前章ではコミュニティ再生の必要性、そのための県民交流広場の必要性、県が取り組む意義等を整理した。

この章では、これまでの検証結果をふまえ、コミュニティ再生の必要性・緊急性に鑑み、全県課題として県が初めて取り組む本格的なコミュニティ施策である県民交流広場について、県として今後、どのような考え方の下、どのような行動をとるのかを示す。

具体的には、①県と市町の役割分担と協働、②地域実情に対応した事業フレームの構築と運用、③県民交流広場と相乗効果が期待される様々な取り組みの広場との一体的実施という検証で明らかになった3点への対応方向を明らかにするとともに、こうした具体の行動を規律する県民交流広場がめざす姿や施策の理念を示す。



### I 県民交流広場のめざす姿と展開指針

#### 1 県民交流広場のめざす姿 ～兵庫らしいプロセス共有型のコミュニティを築く

全県課題としてのコミュニティ再生に取り組むにあたり、県民、市町、県が力を糾合していくため、兵庫県が取り組んできた参画と協働の5要素（ともに知る、ともに考える、ともに取り組む、ともに確かめる、ともに支える）を地域の実情に応じて実現していく、兵庫らしいプロセス共有型のコミュニティを築くことをめざす。

行政は、こうした参画と協働を体現するコミュニティの基盤となる県民交流広場をはじめ、コミュニティが直面する課題に応じたバックアップを行う。

#### 2 県民交流広場の展開指針 ～県民主導で元気と安心を創造する地域提案型・実践型として

県民交流広場を県民主導で元気と安心の地域社会を創り出す地域提案型・実践型の事業とするため、基本的な展開指針を定める。



- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ①地域の思いを生かす | ～自ら耕し、元気と安心の種を蒔き、育てる県民主導の事業 |
| ②地域の個性を伸ばす | ～地域の個性を磨き、輝く地域をつくる事業        |
| ③地域の自立につなぐ | ～内外との協働で身近な自治を紡ぐ事業          |

## 1 県民交流広場のめざす姿 ～兵庫らしいプロセス共有型のコミュニティを築く

県が初めて取り組む本格的なコミュニティ施策である県民交流広場を実施するにあたり、県からの県民や市町に対するメッセージとして、また、全県で共有すべき方向性として、めざすべきコミュニティの姿があった方が望ましい。

前章では、これまでの住民とその関係性に重きをおいたコミュニティ像に対し、自立、開放性、包容力といった今日的な要請に応えるコミュニティ像を示した。

兵庫のコミュニティ ⇒ 一人ひとりが自主性・責任をもち、全体として地域性、信頼感を備えた住民自治の基礎的単位であり、かつ開かれた多様・多重なつながりをもつ集団

この新しい定義にふさわしいコミュニティをつくるために、一人ひとりの住民、市町、県は、どのような行動を起こしていけばよいのか。

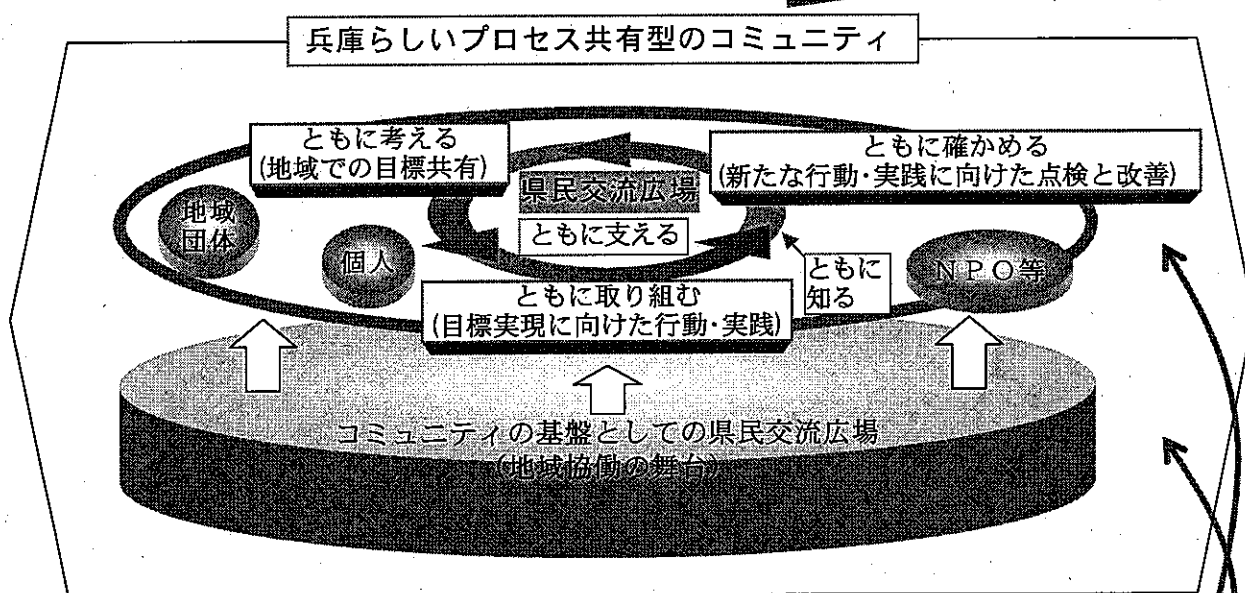
これまでみてきたように、コミュニティが直面する課題は複雑・多様であり、何が内なるもので、何が外在的なものであるかの区別すらつき難くなっている。コミュニティとしての信頼関係、自律的な問題解決力、さらには共同体としての一体性、活力、安心感といったコミュニティの状況は千差万別であり、一概に今後、兵庫のコミュニティがめざす姿を描くのは難しい面がある。しかし、多様な主体の力を糾合していくためには、誰もが理解でき、行動指針となるコミュニティ像を描くことが必要である。

本県では、「美しい兵庫」の実現をめざし、結果以上にプロセスを重視し、地域に関わる様々な主体が対等の立場で協力しながら、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合い、力を合わせる「参画と協働による兵庫づくり」に取り組んでいる。そのために参画と協働の5要素を掲げ、地域づくりのあり方や手法について、県民自ら発案し、多様な主体が相互の違いを認め合いながら、力を合わせていくことを呼びかけている。コミュニティの再生は、まさにこうした参画と協働の実践であり、全県に共通するコミュニティの方向性として、参画と協働の5要素を地域の実情に応じて体現していくことが考えられる。

そのために、コミュニティはもちろん、コミュニティと行政等が協働し、コミュニティが抱える課題から導き出される必要な取り組みをプロセス重視で進めていくことが必要である。とりわけ行政は、コミュニティ自身による自律的な再生力をうまく引き出すようなバックアップをしていくことが重要となる。行政の取り組みの中にあつて、県民交流広場事業は、参画と協働の5要素を体現するコミュニティの基盤、すなわち、地域協働の舞台と位置付けられる。

－参画と協働の5視点によるコミュニティの再生－

- ▶ **ともに知る**：みんなで地域の状況や課題等について、知らせ合い、分かりあう（コミュニティ広報誌の発行、コミュニティ・ホームページの開設等）
- ▶ **ともに考える**：みんなで知恵を出し合い、話し合い、目標を共有する（地域課題の学習会、地域の課題マップづくり等を通じた目標や方向性の共有）
- ▶ **ともに取り組む**：目標の実現に向けて、お互いの持っている力を生かして協力しながら、実行していく（生活の充実、地域課題の解決等の様々な地域づくり活動）
- ▶ **ともに確かめる**：これまでの取り組みについて、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える（ワークショップ、アンケート等による目標到達度の点検、改善）
- ▶ **ともに支える**：お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働の仕組みや体制をつくる（持続的に協働しながら、自主・自立の地域を創る）



－地域の3つの課題－

- ◎住民の関心の低さ、担い手の不足など 人と意識の問題
- ◎組織・団体間等の ネットワークの問題
- ◎活動拠点、活動資金など モノの問題

＜行政の応援＞

きっかけとなる問題提起や人・組織のネットワーク支援  
身近な場づくりと活動の離陸支援（ハード面の基盤向上）

## 2 県民交流広場の展開指針

### ～県民主導で元気と安心を創造する地域提案型・実践型の事業として

県民交流広場事業はもちろん、これと一体的に実施すべき関連施策の運用を行う行政やその他の支援組織・者、施策を活用する県民など、関係する様々な主体が方向性を異にしないよう、施策の運用及び活用に係る基本的な指針を整理しておくことが必要である。

検証の過程では、県民交流広場のあり方を巡り、過去の法人県民税超過課税の充当事業の経験もふまえ、地域実情への適切な対応とともに、地域の自主性の尊重、行政依存の助長の回避、全県課題の解決を担う県としての役割の発揮など、様々な指摘があった。

こうした意見もふまえながら、県民交流広場を県民主導で元気と安心を創造する地域提案型・実践型の事業とし、県民の参画と協働によるプロセス重視のコミュニティ再生が拡がるよう、次の3点を県民交流広場の基本的な展開指針とする。

#### ＜県民交流広場の展開指針＞

- 1 地域の思いを生かす ～自ら耕し、元気と安心の種を蒔き、育てる県民主導の事業  
県民自ら耕し、元気と安心の種を蒔き、育てるきっかけを県民交流広場が提供するなど、行政主導型・理念先行型ではなく、地域の思いや発意を尊重する地域提案型・実践型の事業としていく。
- 2 地域の個性を伸ばす ～地域の個性を磨き、輝く地域をつくる事業  
コミュニティ・行政ともに、効率追求の陰で等閑にされてきた地域の個性に光をあて、それを育む視点を大切にする。とりわけ行政や支援組織は、地域の多様性に対応し得る柔軟な事業フレームの構築と運用、関係主体の協働など、現地解決型の県民局を中心に地域実情に即した推進を行う。
- 3 地域の自立につなぐ ～内外との協働で身近な自治を紡ぐ事業  
住民の手による地域課題の解決、そのためのNPO、ボランティアグループ、専門家等の多様なネットワークづくりにコミュニティが自律的に取り組み、「身近な自治」を実践する一方、県・市町等はコミュニティの自立をサポートするよきパートナーとしての役割を発揮する。さらに、コミュニティ・行政ともに不断に自らを律するPDCAに取り組む。

#### (1) 地域の思いを生かす

##### ～自ら耕し、元気と安心の種を蒔き、育てる県民主導の事業

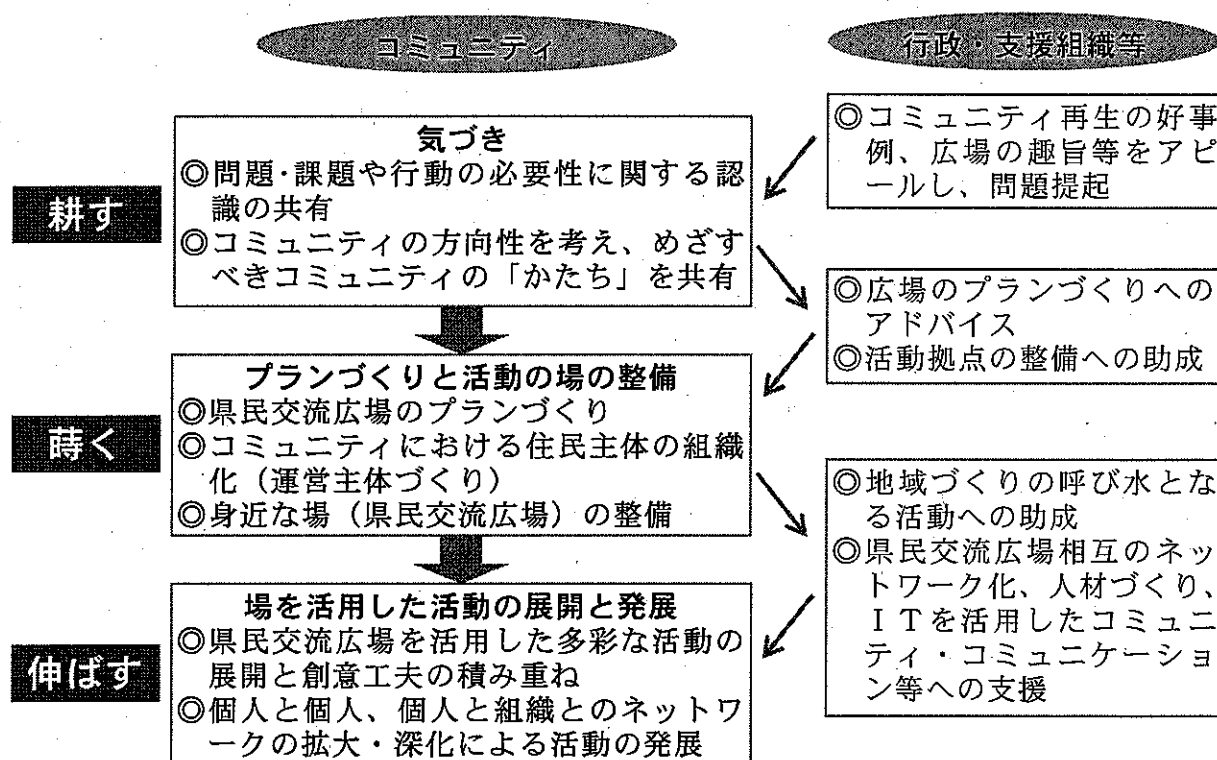
県民交流広場は、活動の場づくりとそこを利用した活動の展開により、住民が抱く問題意識や自らの地域を豊かにするアイデアを、コミュニティとしての行動や形に変え、発展させていく仕組みと捉えられる。

県民交流広場の推進にあたっては、「県民の参画と協働の推進に関する条例」が「(地域づくり活動は) 県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民相互の協働により、行われなければならない」と謳うとおり、コミュニティが自らの手

で汗を流して耕し、元気と安心の種を蒔き、それを育てることが基本に据えられなければならない。そうした県民の主体的な行動のきっかけとなり、支えとなるのが県民交流広場である。

県民交流広場を活用しようとするコミュニティは、自らの進む方向、めざす姿を見出すことが必要であるし、県をはじめとした行政や支援組織等は、お仕着せではなく、地域の「思い」や「発意」を尊重することが必要である。このように、県民交流広場は、行政主導型・理念先行型ではなく、地域の主体性を起点とし、これを伸ばす地域提案型・実践型の事業であることをめざす。

### 地域提案型・実践型事業としての県民交流広場



## (2) 地域の個性を伸ばす

### ～地域の個性を磨き、輝く地域をつくる事業

戦前・戦後の発展プロセスは、結果として、地域固有の風土や歴史、地域と人間との絆というものをなおざりにしてきた過程でもあり、それが結局、地域の疲弊となって今日現れているとも考えられる。県民交流広場では、地域・行政ともに、失ってきた、あるいは残っている地域の個性を大切にしていけることが求められる。

歴史、文化、伝統・慣習、立地特性、自然環境、住民意識など、本来コミュニティは多様であり、文字通りコミュニティの数だけ伸ばすべき個性がある。

コミュニティは、県民交流広場の活用にあたり、誇るべき地域の個性に改めて光をあて、それを育む視点が求められる。行政や支援組織は、コミュニティの個性を豊かにするために、地域の多様性に対応できる柔軟な事業フレームの構築・運用を

心掛けるとともに、県・市町・中間支援組織・専門家等の協働、助成金の配分だけでなく、助言や人・組織のコーディネートなど、現地解決型の県民局を中心に地域の実情に即して取り組むことが必要である。

### (3) 地域の自立につなぐ

#### ～内外との協働で身近な自治を紡ぐ事業

日常生活の場であるコミュニティは、様々な課題発生の場である。そうした課題を解決するためには、一般論ではなく、その課題が発生しているコミュニティの現場で取り組むことが必要となっている。これまでみてきたように、教育や福祉、環境、安全・安心など、コミュニティが対処すべき課題は増え、他方、これまでのように行政にすべて委ねる手法は限界を露呈し始めている。そこに住まう人々の、状況に応じたきめ細かい対応があって、初めて課題を乗り越えることができるという時代が到来しつつある。

そのためには、そうした課題解決の取り組みを一部の人の活動に終わらせることなく、住民の総意で地域ぐるみの活動に昇華させていくことが鍵となる。ここでいう総意とは、活動に直接に参加しない者も、それを自分たちの行為として認めている状態である。このように住民の手による地域課題の解決、すなわち「身近な自治」こそが、今日のコミュニティに求められている大切な役割と言えよう。

そして、その「身近な自治」を実現するためには、内部での同質的な結束に加え、NPO、ボランティアグループ、専門家をはじめ、異質であるかもしれない多様な組織・個人を受け入れ、結びつき、互いを高め合うことが求められる。

県民交流広場の導入を通じて、コミュニティとそこに暮らす住民は、手の届く身近な課題解決に取り組み、共治の素朴で原初的な姿を取り戻す、あるいは、不確実な時代にあって、自分という存在を確かめることのできる「ふる里」をつくる、一方で、県や市町、支援組織等は、身近な自治が地域に根を下ろすよう、さらに、多彩な協働関係が拡がるよう、自立を志すコミュニティのよきパートナーたることが必要である。

さらに、コミュニティ・行政ともに、不断にそれぞれの足跡を振り返り、自己評価を行うとともに、両者の関係がコミュニティの自立を阻害するものとならないよう、行き過ぎた依存や介入、馴れ合いを律するための「PDCA」(\*)に取り組んでいくことも求められる。

\*PDCA : Plan (企画) → Do (実践) → Check (点検) → Action (改善)

## II 県・市町の協働と県としての適切な役割の発揮

### 1 県・市町協働の中での県の役割

コミュニティが直面する課題をふまえ、市町によるコミュニティの基盤づくりを補完する県民交流広場、広域行政主体としての県の強みを生かした全県的な問題提起、広域的なコミュニティの環づくり等で、県は現地解決型の県民局を中心にコミュニティ再生が軌道に載るまでの間、積極的な役割を發揮する。

### 2 県民交流広場の展開における県・市町の協働イメージ

住民が市町に寄せる期待、市町の取り組みを尊重しつつ、市町の主体性を尊重した事業運営、市町施策と広場の一体的実施など県民交流広場の局面に応じてきめ細かく連携を行い、コミュニティに身近な市町、全県課題を担う県それぞれの適切な役割分担と連携をめざす。

## 1 県・市町協働の中での県の役割

### (1) 基本的な考え方

県民交流広場がコミュニティ再生の契機となるためには、県民や地域の取り組みを支える行政において、補完性の原則から導き出される市町の役割、広域自治体として全県課題に対処していくべき県の役割について、二者択一ではなく、両者の最適なバランスを見出していくことが必要である。

コミュニティ再生の主役は住民であり、最も身近なパートナーは市町である。そこから、県は、市町に対する支援を通じて間接的に地域を支援する手法が適切との考え方も成り立つ。しかし、コミュニティ再生に至る道程は決して平坦ではない。県は、全県的なコミュニティ再生が軌道に載るまでの間、市町との協働の下で、進んで汗を流す基本姿勢が求められよう（北播磨広域推進委員会）。市町の基本的なポジションを尊重しつつ、県が市町との協働の中で果たす役割としては、一つに市町の補完的な取り組み、一つに広域行政主体としての県の強みを生かした取り組みがある。

これを県内コミュニティの課題に即してみると、前述したように県内のコミュニティは、コミュニティ活動への住民の関心の低さ、担い手不足など「人と意識の問題」、個人と組織、組織と組織のつながりの希薄化など「ネットワークの問題」、活動拠点や活動資金の不足といった「モノの問題」に直面している。

このうち、あらゆるコミュニティ活動の物理的な基盤となる活動拠点については、本来は、地域と市町が連携し整備してゆくべきものであるが、財政制約により市町の対応が難しくなるとともに、逆に県民の活動拠点の不足感や整備へのニーズ高まっている。その背景には、過去、市町や地域の努力によって整備されたコミュニティ施設の老朽化が進んでいる現状もある。

こうした実情をふまえると、活動拠点の整備とその利用を支援する県民交流広場事業は、市町・地域によるコミュニティの基盤づくりに関する自助努力を補完するものとして位置付けられる。他方でコミュニティが抱える住民意識やネットワーク

といったソフトな問題に対し、問題提起等を通じてコミュニティ再生の気運を全県に広げたり、幅広い人や組織をコーディネートしたりする取り組みは、市町の役割は重要であるものの、広域行政主体である県が強みを生かせる分野と考えられる。

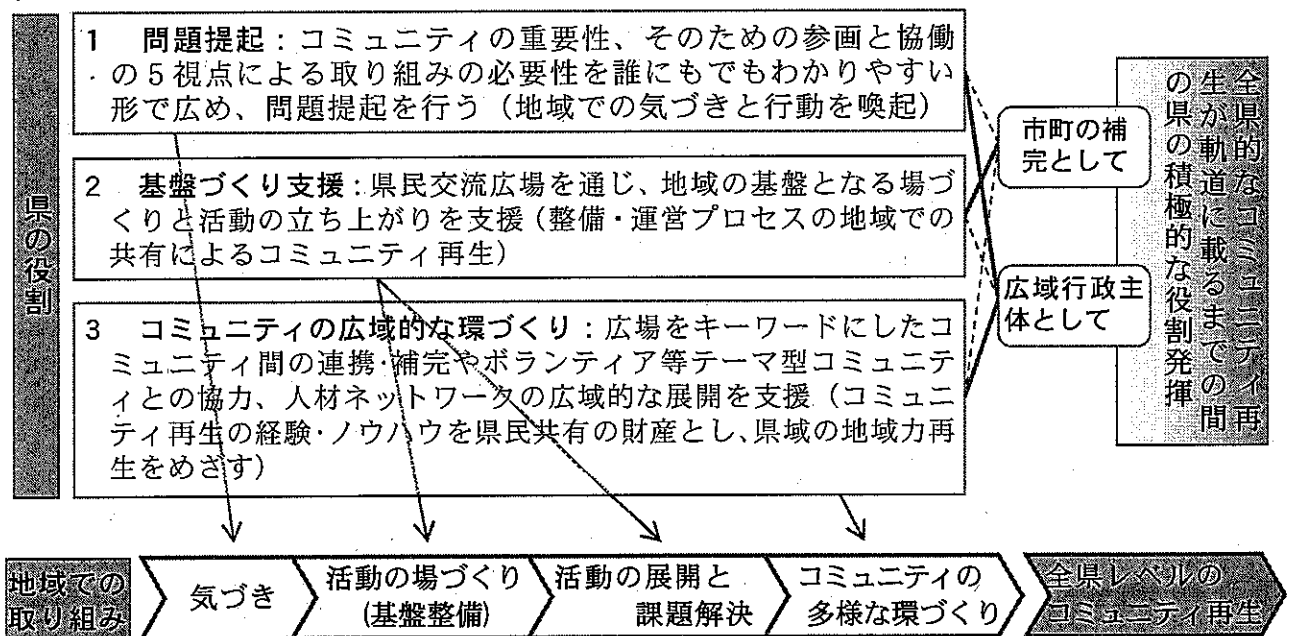
このように、県民交流広場を中心に関連施策を含めた取り組みは、市町の補完と県独自の役割発揮という2要素をバランスさせながら、県も市町と並んで地域に直接に関わりを持ち、積極的に役割を果たしていくという形になる。

## (2) 県民局を主体とする適切な県の役割発揮

それぞれが独立して事務を行う市町と県の連携には、殊県民交流広場に限らず、合意形成や分担など様々な困難を伴う。しかし、地方分権を掛け声だけに終わらせないためにも、各市町の考え方や実情に応じた適切な役割分担と連携の形を見出していくこと必要である。

こうした県の役割発揮の中心になるのが、現地解決型の県民局である。県と市町の協働は一朝一夕に実現するものではないし、ひとり県のみでも為し得ない。地域に根ざした県民局が、各市町の考え方、コミュニティとその施策の状況、地域のやる気などをしっかりと掴みながら、短兵急に結果を求めることなく、着実に取り組んでいくことが求められる。

### 県民交流広場における県の基本的な役割



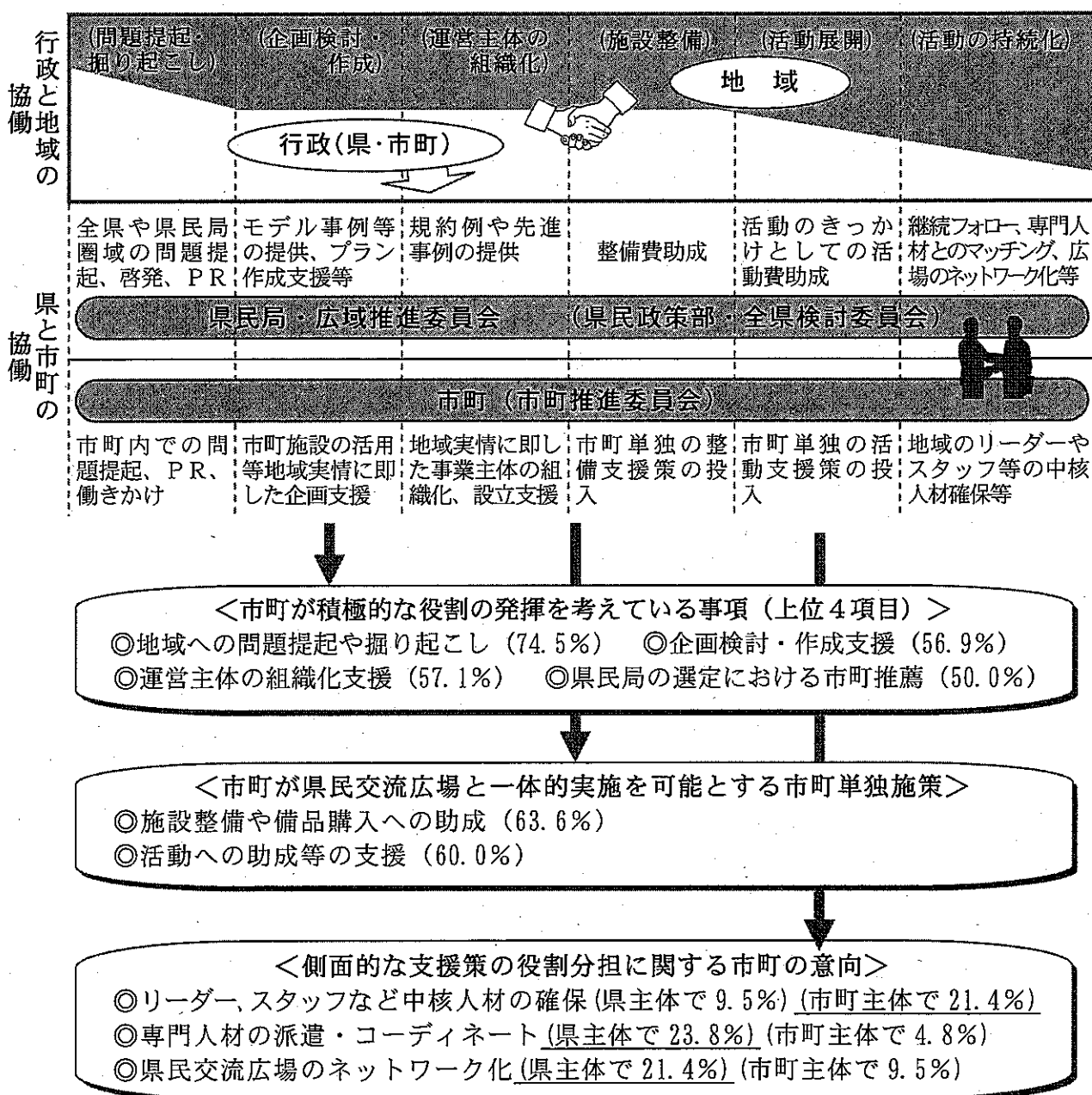
## 2 県民交流広場の展開における県・市町の協働イメージ

市町は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、コミュニティ活性化に向けた住民の市町への期待は大きい。また、市町も自らの判断と責任において、様々なコミュニティ施策を実施している。県民交流広場を進めるにあたって、県は、そうした市町に

寄せる住民の期待、市町の取り組みを尊重しつつ、市町との協働を図ることが必要である。

これまで見てきたように、県内市町からは、県と市町がともに地域に関わる形での県民交流広場の展開を望む声が多く、また、県民交流広場の地域への導入、展開、フォローなどの局面に応じて、積極的な役割の発揮や自らの施策と県民交流広場の一体実施を考えている市町が少なくない。こうした点も考慮し、地域の自立が徐々に進展していくことを前提としつつ、次のようなイメージで県・市町が協働していくことが考えられる。

### 県民交流広場の展開における行政と地域、県と市町の協働イメージ





### III 地域実情に対応した県民交流広場の事業フレームの構築

#### 1 本格実施に向けた検討課題

17年度モデル事業の実施にあたり、前期検証で明らかになった課題をふまえて、事業フレームの見直しを行ったところであり、本格実施に向けては、その妥当性、及び十分に検討を行う必要があるとして、後期検証での検討に委ねた事項の大きく2つを検討する必要がある。

#### 2 検討課題に関する検証結果と方向性

前期・後期の検証結果を総合すると、17年度モデル事業におけるフレームの見直し点は概ね妥当と考えられる。また、本格実施に向けて対応すべき課題とその方向性は次のとおり。

①事業の採択期間：22年度末まで。ただし、税込期間の中間年である20年度に、それまでの進捗をみつつ、採択終期の延長を検討する。

②地域選定：地域の自主性、熟度を重視して事業の採択を行うこととし、県民局ごとに募集・選考を行う。

③地域実情に対応した助成額の補正：地域の様々な実情に対応した助成額とするため、整備費助成において、定額の基本助成額に、地域が一定の負担を行う場合加算する制度の導入について、検証・検討したが、様々な問題点があり、市町等の理解を得にくいことから、新たな措置は実施しないこととする。

④活動費から整備費への配分変更：地域に施設がないなど整備費のニーズが大きい地域を対象に、活動費の一部の整備費への配分変更を認める（県民局特認）。

※ フレームに関し、モデル事業と本格実施で相違が生じる場合、16・17年度モデル地域への配慮が必要。

#### 1 本格実施に向けた検討課題

昨年度から本年度初めにかけて、16年度モデル事業やスポーツクラブ21ひょうごの経験もふまえ、地域、市町、県議会等から、県民交流広場の事業フレームに関して、様々な課題の指摘を受けた。これらの次の2点に大きく集約される。

#### 16年度モデル事業等に対する意見をふまえたフレームの見直し方向

- ◎地域の実情に即した弾力的なフレーム
- ◎全県課題の解決を担う県の役割の発揮

前期検証においては、こうした意見もふくめて整理を行い、早期対応が可能な課題については、17年度モデル事業のフレームを見直し、改善を図った。

しかしながら、後期検証を含めて十分に検討を行う必要があると考えられる課題については、17年度モデル事業の見直しに反映を行っておらず、今後、本格実施に向け、そのあり方を考える必要があるほか、17年度の見直し点についても、17年度モデル事業に係る後期検証結果をふまえ、その妥当性を確認する必要がある。

＜本格実施に向けて検討すべき事項＞

**A) 継続検討課題（17年度モデル事業で未対応のもの、又は本格実施上の課題）**

- (1) 事業の採択期間
- (2) 地域選定における地域の自主性・熟度の重視の徹底
- (3) 地域実情に対応した助成額の補正
- (4) 活動費から整備費への配分変更

**B) 本年度モデル事業における見直し点**

地域設定の弾力化、それに応じた助成、整備助成における地域提案の尊重、整備費から活動費への配分変更等、本年度事業のフレームで見直しを行った点について、その問題点や適否を見極める。



項目	16年度モデル事業フレーム	課題	17年度モデル事業フレーム				本格実施に向けた検討課題
採択期間	—	・十分な期間確保	—	—	—	—	◆十分な期間確保
地域選定	・募集・選定	・地域の自主性・熟度の尊重	◎募集・選定	—	—	—	◆地域の自主性・熟度の重視の徹底
地域設定	・小学校区	・コミュニティの区域の多様性への配慮 ・小学校区統合による旧校区への配慮	◎小学校区 ◎小学校区の統合地域（統合数に制限なし。ただし、コミュニティとしての適切な規模を考慮し、中学校区の範囲内での統合まで。） ◎小学校区の分割地域（分割数に制限なし。ただし、継続的な地域づくり活動を行うに適切な規模を備えていること。）  ※小学校区は平成16年5月の学校基本調査の小学校区を基準（ただし、当該時点で休校の校区は除く。）	—	—	—	◇17年度見直し点の妥当性
整備費の対象	・5タイプ（機能・設備面）から1タイプを選択	・地域独自の整備等、多様な内容への対応	◎整備タイプと活動内容を例示の扱いで示し、地域の提案内容提案を尊重	—	—	—	◇17年度見直し点の妥当性
助成限度額	一律に ・整備費 1,000万円 ・活動費 300万円	・地域規模や整備形態等に応じた適切な助成	地域設定 項目	小学校区分割	小学校区	小学校区統合	◇17年度見直し点の妥当性  ◆地域実情（面積・人口等）に対応した助成額の補正
			◎基本助成額	・校区内で合意された地域割り・施設規模等に基づき、小学校区の額を分割して助成	・整備費 1,000万円 ・活動費 300万円	・2校区統合：1校区の2倍限度 ・3校区以上統合：1校区の3倍限度	
			◎備品購	・整備費の限度	・整備費の	・整備費の限	

			入のみ	額 1/2	限度額 1/2	度額 1/2	し点の妥当性
助成の特例措置	・整備費・活動費間の配分変更不可	・施設が整っている、施設がないといった地域実情への対応	◎整備費→活動費配分変更(県民局特認)	・小学校区として200万円限度	・200万円限度	・2校区統合：400万円限度 ・3校区以上統合：600万円限度	◇17年度見直し点の妥当性 ◆活動費→整備費への配分変更
	・施設整備は地域内の1施設を対象	・複数の既存施設の有効活用の要請への対応	◎ネットワーク型の施設活用(県民局特認)	地域内に複数の施設があって、それらを県民交流広場として連携させることが適切であり、かつコミュニティとしての一体性を阻害しないと認められる場合は、一の事業主体による複数施設の整備・活動へ助成することができる			◇17年度見直し点の妥当性
活動費の性格	・活動費の位置付けなし	・地域の自立への配慮	◎活動継続性を阻害しないよう、自立した活動が定着・拡大していく呼び水として、活動のきっかけづくり、基盤づくりを支援するものとして位置付けを明確化。				◇17年度見直し点の妥当性
助成方法・手続き	・県民局から地域へ直に総額一括助成(基金造成補助)	・地域での多額の基金管理負担への配慮 ・適切な事業チェック ・手続き等簡素化	◎県民局長が認定する長期事業プランに基づき、毎年度必要額を助成(県民局から地域への直接助成とし、期間は概ね5年間) ◎毎年度、基金造成を補助(不用額の返還手続き不要)				◇17年度見直し点の妥当性

## 2 検討課題に関する検証結果と方向性

前期・後期の検証を通じ、地域推進委員会や市町、全県検討委員会等から示された主な意見、及びこれをふまえた本格実施の方向性を整理すると次表のとおりとなる。

このうち、事業の採択期間や助成額補正など、本格実施上の課題及び17年度モデル事業での見直しを見送った事項については、検証で示された意見もふまえ、適切と考えられる方向性を示した。また、17年度モデル事業における見直し内容は、検証結果を総合すると概ね妥当と判断され、本格実施においても継続すべきと考えられる。

本格実施に向けた検討課題	検証における主な意見等	本格実施の方向性
事業の採択期間 ◆十分な期間確保	(市町) ・地域の合意づくりに時間がかかるため、採択期間は長期とする必要がある。	◎22年度末の採択終了を基本。
地域選定 ◆地域の自主性・熟度の重視の徹底	(地域推進委員会) ・やる気があり、助成が生きる地域を対象にすべき。 ・市町のコミュニティ施策と整合させるためにも市町推薦は必要。  (市町)	◎地域の自主性・熟度を重視し、募集・選定を行う

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全小学校区での実施にこだわらず、一定の熟度のある地域を対象にすべき。</li> <li>・市町が地域を推薦することは、バランス上難しい面もある。</li> </ul> <p>(広域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意欲の高まり、合意形成を尊重して採択すべき(阪神北)。</li> </ul> <p>(全県検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案をみて、熟度のあるところを対象とすべき。</li> </ul>	
<p>地域設定</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性(小学校区のほか、校区統合・分割を可能化)</p>	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、都市部、中山間地域の市町を問わず、校区統合・分割の可能化を評価しつつ、次のような意見(過半が①)</li> <li>①現在のコミュニティの区域が小学校区単位(又は校区統合)、今後そうあるべきといった点から、小学校区を基本とすることを肯定(35/60市町)</li> <li>②集落・自治会単位のコミュニティであるが、本年度見直した校区分割で対応可能</li> <li>③同じく集落・自治会単位であるが、校区内でその数が多く、今後検討が必要</li> </ul> <p>(広域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町のコミュニティ施策の単位を尊重すべき(神戸、東播磨等)。</li> </ul>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>	
<p>整備費助成の対象</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性(タイプ選択方式から例示方式に変更)</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備タイプや活動内容は例とし、地域の創意工夫を引出すことが大事。</li> <li>・整備タイプ等の例示さえ不要で地域の工夫に任せればよい。</li> </ul> <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備タイプや活動を例として示すべき(71.4%)。</li> <li>・何も示す必要はなく、地域の創意工夫に委ねるべき(28.6%)。</li> </ul> <p>(広域推進委員会、全県検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域提案を尊重し、地域の自由な整備を認めるべき。</li> </ul>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>	
<p>助成限度額</p> <p>地域規模に対応した助成</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性(校区統合・分割に応じた助成)</p>	<p>(市町/1校区あたりの額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備費：妥当16.1%、過小57.1%、過大26.8%</li> <li>・活動費：妥当75.0%、過小13.5%、過大11.5%</li> </ul> <p>(市町/統合・分割に伴う増減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割は減額、統合は増額(24.1%)</li> <li>・分割、統合により額を変える必要なし(20.4%)。</li> <li>・いずれともいえない(42.6%)。</li> </ul>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>	

	<p>整備形態に対応した助成</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性(備品購入のみは減額)</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な公金の有効活用のためにも減額すべき。</li> <li>・減額せず、地域の工夫に委ねるべき。</li> </ul> <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減額すべき(25.0%)。</li> <li>・減額すべきではない(39.3%)。</li> <li>・どちらともいえない(35.7%)。</li> </ul>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>
	<p>地域実情に対応した助成</p> <p>◆地域実情(面積・人口等)に対応した助成額の補正</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模が小さく弱い地域に手厚く助成することも行政のあり方。</li> </ul> <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積大・人口大の地域への増額補正の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>面積補正は必要(6.8%)</li> <li>人口補正は必要(28.8%)</li> <li>地形等で地域が分断される場合は補正が必要(5.1%)</li> <li>必要なし(23.7%)。</li> <li>いずれともいえない(35.6%)</li> </ul> </li> <li>・地域負担(市町又は住民)の導入の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>必要(16.1%)</li> <li>不要(57.1%)</li> <li>どちらともいえない(26.8%)</li> </ul> </li> <li>・面積・人口は、費用増高の要因を必ずしも反映しておらず、面積・人口で補正を行うと、校区間の助成額差に住民理解を得られない。</li> <li>・住民向けの助成制度は単純かつ明快にすべき。補正を導入するとわかり易さの点で問題あり。</li> </ul>	<p>※地域実情により的確に対応するための助成額の増額補正について検証・検討したが、様々な問題点があり、市町等の理解を得にくいことから、新たな措置は実施しない</p>
<p>助成の特例措置</p>	<p>整備費→活動費への配分変更</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性(整備費減額・活動費増額措置)</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ地域の主体性を生かす意味で配分変更は必要。</li> <li>・配分変更を認める場合でも野放図にならないよう、一定の限度額を設けるべき。</li> </ul> <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認めるべき(78.6%)。</li> <li>・認めるべきではない(8.9%)。</li> <li>・どちらともいえない(12.5%)。</li> </ul> <p>(広域推進委員会、全県検討委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備費・活動費の振替は、広域推進委員会が地域実情に応じて認められるようにすべき(広域：阪神南・東播磨・淡路)。</li> </ul>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>
	<p>活動費→整備費への配分変更</p> <p>◆整備費増額・活動費減額措置</p>	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備が進んでいる地域、遅れている地域様々であり、整備費・活動費間で、双方への振替を認めるべき。</li> </ul>	<p>◎施設整備が遅れている等の地域を対象に、活動費→整備費への配分変更を可能とする</p>
	<p>ネットワ</p>	<p>(市町)</p>	<p>◎17年度見直し</p>

<p>一ク型の施設活用</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性（複数施設整備の可能化）</p>	<p>・コミュニティ内に複数の施設があり、それらを活用しているケースが多く、1施設のみ助成対象とすることは不適切。</p>	<p>点は概ね妥当であり、継続する</p>
<p>活動の呼び水としての活動費の位置付け</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性（活動費の位置付け明確化）</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <p>・活動費助成は呼び水との認識を地域が持つことは重要。</p> <p>(市町)</p> <p>・妥当(43.9%)。 ・妥当とはいえない(10.5%)。 ・どちらともいえない(45.6%)。</p>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>
<p>助成方法 手続き</p> <p>◇17年度見直し点の妥当性（総額一括助成から、毎年度必要額助成（概ね5年間）に変更）</p>	<p>(地域推進委員会)</p> <p>・毎年度助成の方が地域にも緊張感が保ててよい。 ・総額一括助成の方が柔軟に事業ができ、手間も軽減される。</p> <p>(市町/県から地域へ直接助成)</p> <p>・妥当(78.6%)。 ・市町を通すべき(16.1%)。 ・その他(5.4%)。</p> <p>(市町/必要額を毎年度助成)</p> <p>・必要額を毎年度助成すべき(48.1%) ・総額一括助成すべき(42.6%) ・その他(9.3%)</p> <p>※多額の基金管理は地域の負担が大きいとの意見あり。</p> <p>(広域推進委員会)</p> <p>・市町の公の施設を活用することが多く、市町経由の方が合理的（阪神南）。 ・毎年度助成方式は、県民局の実施体制の整備が不可欠（淡路）。</p> <p>(全県検討委員会)</p> <p>・全県課題であることを理解してもらうためにも、県の顔がみえるよう県から地域へ直接助成すべき。 ・助成金の使途や成果を確認しながら毎年度助成すべき。</p> <p>(地域推進委員会、阪神南広域推進委員会)</p> <p>・地域の意欲を喚起するためにも、手続き・書類の簡素化が必要。</p>	<p>◎17年度見直し点は概ね妥当であり、継続する</p>

### 3 本格実施に向けて対応する事項のあり方

上記(3)の表における網掛け部分、すなわち、本格実施上の課題及び17年度モデル事業での見直しを見送り、引き続き検討することとした事項について、具体の対応方向、その理由を踏み込んで整理すると次のとおりとなる。

## ① 事業の採択期間

平成 22 年度末の採択終了を基本。

地域で県民交流広場を活用する気運と熟度が高まるのに時間を要する場合もあることから、事業の採択期間はある程度余裕をもって設定することが望ましい。

しかしながら、県民交流広場事業は、待ったなしのコミュニティ再生を全県的に果たすための緊急性の高い事業である。現時点の予測において、2010年から県の総人口が減少することが見込まれ、また、間もなく団塊の世代が大規模に地域に還流する。他方で、あまりに長期に採択期間を設定すると、地域での取り組みの「先送り」を招き、波及的なコミュニティ再生の効果を減殺する可能性がある。

こうしたことをふまえ、県民交流広場の事業採択期間は、法人県民税超過課税を財源に用いる事業として、基本的にその税収期間（平成17年度～平成22年度）とすることが適切と考えられる。この5年間という期間は、仮にゼロからスタートする地域があったとしても、熟度を高めるに十分な期間といえる。

ただし、22年度末の採択終了を基本としつつも、県民交流広場事業のPRや意欲の喚起が思うように進まない等様々な事態が想定されることから、採択の実績や見通しに応じ、柔軟に終期を変更するという選択肢も併せ持つておくことが望ましい。

## ② 地域選定

地域の自主性、熟度を重視して事業の採択を行うこととし、県民局ごとに募集・選考を行う。具体的には、一定の募集期間（全県共通）を設けるとともに、応募した地域の住民代表による企画書の発表、これに対する有識者・団体代表等からなる広域推進委員会の意見をふまえ、県民局が選定する。

県民交流広場では、地域の自主性を尊重した採択を行うことを基本とし、県が地域に県民交流広場の実施を強いたり、意欲や企画内容など熟度の高い提案が予算制約で採択されないといったことがないように、モデル事業と同様、公募及び有識者による選考方式を取るとともに、毎年度の予算額についても、法人県民税超過課税の収入（見込み）額の範囲内で、余裕をもった措置を行うことを心掛ける。

なお、モデル事業で一部見られたように、県民交流広場の活用に関する地域合意が十分にない、施設整備ありきでコミュニティ再生という大きな目的があいまい、企画内容に具体性や計画性が乏しいといった問題がある場合、県民交流広場が十分に生かされないことになる。このため、選考にあたっては、地域の合意を含む全体的な姿勢・意欲の状況、企画内容の具体性・実現性・計画性などを総合的に考慮し、一定の時間をかけて熟度を高める必要があると判断される場合には、次回募集への再チャレンジを促すことも視野に入れる。

＜募集・選定のスケジュール例＞

本格実施初年度

事前の事業周知・PR ⇒ 4～6月  
募集 ⇒ 7～8月  
選定 ⇒ 9月

2年度目以降

事業周知・PR期間が不要となるため、年2回の募集・選定（前期・後期）を行うことも検討する。

③ 活動費から整備費への配分変更

- ◎ 身近な施設がない、施設の老朽化等で多額の整備費が必要との事情がある地域については、活動費助成のうち一部を整備費助成へ配分することを可能とする。
- ◎ 変更限度額：1校区 200万円（整備費から活動費への配分変更と同額）  
校区統合：600万円、校区分割：200万円
- 例）1校区のケース
  - ・整備費：1,000万円 ⇒ 1,200万円
  - ・活動費：300万円 ⇒ 100万円
- ◎ 適用方法：地域の申請に基づき、県民局が必要な範囲の額で配分変更を特認する。
- ◎ 要件：
  - ・施設がない、又は施設の老朽化等で大規模な整備や備品購入が必要なこと
  - ・市町等の活動費助成、又は地域での会費徴収等により、確実に活動費が確保され、整備後の活動展開が見込まれること

17年度モデル事業では、施設がある程度整っている、施設整備については、国等別の助成を活用できるなどの事情を持つ地域からの声をふまえ、県民局が地域の状況を十分確認した上で特認することにより、整備費のうち200万円を限度に、活動費へ配分変更できる仕組みを導入した。

しかしながら、他方で、地域にコミュニティ施設がなく、新たに整備を要する、あるいは、施設の老朽化が著しく、改修に多額の経費を要するなどのために、活動費以上に整備費へのニーズが高い地域もあることが検証で明らかになった。

このため、会費徴収等の運営上の工夫や市町の活動助成の有無など、活動展開の確実性を考慮しつつ、県民局の特認により、活動費のうち200万円を限度に、整備費へ配分変更できるようにすることが考えられる。

※ 地域実情に対応した助成額の補正について

地域実情に即した助成額の設定について、種々の意見があることから、そのあり方を検証・検討したが、要件・基準の客観性や地域負担の問題等、いずれも実施上の問題点が認められ、市町の過半も消極的な受け止め方をしている。

このため、校区統合や分割に応じた助成額の設定など、一定の見直しを既に行っていることもふまえ、新たな措置を講じないこととする。



モデル事業の実施等を通じ、地域の実情は区々で一律の助成額は不適切との指摘が寄せられ、助成額の補正に関し、次の2案を検証・検討した。しかし、いずれも問題があり、却って事業としての適切な運用が阻害される懸念もあること、17年度モデル事業で地域設定の多様化に合わせて助成額を弾力化したことなどから、新たな措置は講じないこととした方が適切と考えられる。

### <検討案と問題点>

◎ 面積・人口が多い地域に対する補正：例えば、整備費は、小学校区当たり全県平均面積の一定倍以上（例：3倍）、活動費は、小学校区当たり全県平均人口の一定倍以上（例：2倍）などの客観基準を用い、整備費、活動費を増額する。

⇒面積・人口による補正の問題点

- ・面積・人口は、経費増高要因となる地域実情を必ずしも反映せず。
  - 整備費については、必ずしも面積の大小が直ちに施設規模にはつながらず。例えば、校区面積が小さくとも、校区コミュニティがなく、多数の集落単位で実施する場合や、地形的に分断された校区等で複数の施設整備が必要となる場合など、面積に関わりなく整備費増高の個別事情が想定される。
  - 活動費についても、活動水準や内容が区々で、地域内人口の多さが単純には活動費の増高に影響せず。また、既に住民負担ルールが確立している地域では、過大な活動費助成が却って自主性を削ぎ、逆効果になることもある。
- ・面積・人口による補正と、校区統合・分割による助成額設定が併用されると、住民向けに分かりやすさを欠く懸念あり。
- ・市町の59%は面積・人口による補正に消極的。

◎ 整備費助成において、定額の基本助成額に、地域（市町又は住民）の一定の負担を条件として加算を行う。

⇒補助率加算の問題点

- ・人口の少ない地域等住民負担が難しい地域がある。
- ・市町負担を求める声が地域からあがり、市町が対応に苦慮する可能性がある。
- ・市町の57%は地域負担（市町又は住民）の導入を望んでいない状況。

## 4 16・17年度モデル地域への配慮

モデル事業フレームと本格実施のフレームで相違が生じた場合は、試行的・実験的な位置付けにもかかわらず、積極的にモデル事業に取り組んだ地域が、本格実施後に事業を活用した地域と比べて不利とならないよう、遡及して本格実施のフレームを適用するなど、配慮を行う必要がある。

## IV 問題提起、人材確保、ネットワーク化等の広場との一体的実施

### 1 県民交流広場と一体的に実施すべき取り組みの考え方

全県共通のキーワードになる県民交流広場を足掛かりに、コミュニティ再生の気運づくりのほか、地域の大きな課題である人材確保・養成のためのコミュニティ間の連携・補完、地縁組織とボランティア・NPO等のテーマ型組織との協力、さらに人材ネットワークづくり等を広域的に進め、確たるコミュニティ再生の流れをつくる必要がある。

### 2 県民交流広場の普及PRを通じたやる気の喚起

県民交流広場のPRやモデル事業の成功事例の普及等を通じ、コミュニティの再生が身近で大切な課題であることをアピールし、取り組みの方向性を示唆する。

### 3 コミュニティの人材確保のためのマッチングやネットワークづくり

広場モデル地域のリーダーや専門家、グループ等の派遣、広場と広場のネットワーク化などを通じ、コミュニティの最大の課題である人材確保・養成を支援する。

### 4 県民交流広場の点検・改善の取り組み

広場の導入地域での自己評価、それをふまえた施策のあり方の見直しなど、地域と行政が連携し、成果・課題の把握を継続的に行き、不断に改善を行うほか、県民局による助成金活用の点検、2～3年経過後における全県規模での総合検証に取り組む。

## 1 県民交流広場と一体的に実施すべき取り組みの考え方

県民交流広場の推進にあたって、地域の自主性尊重が重要であるものの、それを盾に行政が受け身の姿勢に陥ってはならない。気運のない地域こそが全県的なコミュニティ再生にとっては課題であり、そうした地域で問題提起ややる気の喚起を行っていくこと、その前提として、広く事業のPRや理解を促進することの重要性について、全県検討委員会や各地域の広域推進委員会から多くの指摘を受けているところである。

また、コミュニティの最大の課題といってもよい人材の確保・養成を視点に据えた、コミュニティ内外の人材のマッチングや県民交流広場の市町域を越えた広域的なネットワークづくりについても、地域や市町から強い要請がある。

このように、全県共通のキーワードになる県民交流広場を足掛かりに、コミュニティ再生の気運づくり、コミュニティ間の連携・補完、地縁組織とボランティア・NPO等のテーマ型組織との協力、さらに人材ネットワークづくり等を広域的に進め、いくつもの広場、いくつものコミュニティ、いく人もの人材の環が重なり合い、コミュニティ再生の経験やノウハウを県民共有の財産としていく仕組みづくりを進めていくことが必要である。

## 2 県民交流広場の普及PRを通じたやる気の喚起

阪神・淡路大震災を教訓とした近隣とのつながりを回復しようとする取り組み、行政に依存するのではなく、地域課題を住民の手で解決しようとする活動など、県内で

は、コミュニティ再生の動きが次第に育ちつつある。また、コミュニティの活性化に向けて志を持つ者も少なくない。

こうした地域の新たな活力の芽を全県に広げ、コミュニティ再生の流れを後押しするのが県民交流広場である。こうした目的を広場が果たすよう、事業PRやモデル事業の成功事例の普及等を通じ、コミュニティの再生が身近で大切な課題であることをアピールし、取り組みの方向性を示唆するなど、次のようなやる気の喚起を進めることが考えられる。

- ◎ 普及啓発ツールの作成（映像メディア、印刷メディア（ガイドブック、パンフ））
- ◎ コミュニティ、校区、市町、県民局圏域、全県など様々な地域単位で、様々な組織・者を対象に働きかけを実施（クイック出前トーク、押しかけプレゼンテーション等）

### 3 人と人、広場と広場のマッチングやネットワークづくり

地域づくりを継続するために必要なものとして、モデル地域住民、市町ともに、「資金」以上に「活動のリーダーになる人材」、「リーダーを支えるスタッフ」等の人材を高い割合で挙げている（アンケート調査）。

また、モデル地域でのワークショップ、地域推進委員会ヒアリング、広域推進委員会からも、「人・活動をつなぐコーディネーター」、「施設に常駐して、管理や事務など事務局機能を担う人」、「コミュニティ施設の整備を助言するアドバイザー」、「子育て、防犯、福祉等の活動を助言する専門家」、「講座・教室の講師」、「パソコンやITを指南するプロ人材」など、様々な人材ニーズが示された。

このように、地域において、人材の確保は重要な課題であり、リーダー、スタッフなど核になる人材、さらに、これをサポートしたり、様々な刺激を与えたりする人材を、コミュニティ内部で育てたり、外から呼び込むことが必要となっている。しかしながら、地域では、人材をどう養成するのか手法がわからず、外部から招請するとしても情報がないのが実情である（淡路広域推進委員会）。

このため、人づくりのために大学・NPOとの連携やコミュニティ間交流が必要（西播磨広域推進委員会）といった指摘もふまえながら、次のような取り組みを行う必要がある。

- ◎ アドバイザー派遣：モデル地域リーダー、地域団体代表、専門家・グループ・団体等を地域へ派遣し、広場に関わる問題解決、人材発掘・養成等に関して実践的に助言
- ◎ ネットワーク化支援：ワークショップや意見交換会の開催等を通じて、広場と広場、広場と支援者（グループ・団体等）をマッチング

### 4 県民交流広場の点検・改善の取り組み

県民交流広場がコミュニティ再生のきっかけとしての役割を果たすためには、広場の導入地域における成果と課題を継続的に点検し、その結果を県として施策の改善に反映するなど、県と地域双方が不断に取り組みを見直していくことが必要である。

こうした県民交流広場の点検に関し、市町からは、県民交流広場の導入地域が自ら

目標設定し、実績と対比させながら達成度を確認したり、不適切な取り組みがないかのチェックを行う自己評価が、地域の意識改革のためにも重要との意見が多かった。

また、自己評価と、客観的な評価と、今後広場を実施する地域への検討材料の提供の要素をミックスする形で、広場の導入地域や導入希望地域、専門家、NPO等が一堂に会する場を設け、導入地域が成果発表を行い、参加者との意見交換を通じて、問題点や今後の方向性を深耕する機会としていくことも考えられる。

モデル地域からも要請があるとおり、こうした場の設定は、県民交流広場相互のネットワークづくりにも繋がるし、優れた事例に対する顕彰を行い、より地域の意欲を喚起する仕組みとすることもできる。

いずれにせよ、行政と地域が連携し、PLAN（企画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）のサイクルに取り組むことは不可欠であり、助成金の活用に関し、県民局が導入地域ごとに毎年度の点検をきっちり行うほか、本格実施後2～3年が経過した時点において、全県規模で総合的な検証を行うことも考えられる。

- ◎ 目標設定による地域自身の点検・改善の継続実施（地域による自己評価）
- ◎ 公開での成果発表と意見交換の場の設定
- ◎ 助成金の活用に関する県民局による毎年度の点検
- ◎ 節目における全県規模での総合検証の実施

## 5 コーディネート等を担う専門的支援スタッフの充実

県民交流広場事業はもとより、普及PRによる地域のやる気の喚起、コミュニティ人材の確保・養成の視点からのコミュニティ間の広域連携や多様な主体との協働、さらに、地域・県双方での継続的な点検・改善など、県民交流広場に係る地域へのサポートを適切に行うため、ヒト・モノ・情報などのコーディネート等を担う専門的支援スタッフを、中核の実施・支援機関となる県民局に配置することも検討する必要がある。

## 第6章 地域・市町への期待と取り組み

前期・後期の検証を通じ、県が取り組むべき事業フレームや関連施策のあり方のみならず、それらを活用する地域、市町における取り組みについても、多くの示唆が得られた。それらは、コミュニティ再生の主役である地域、さらに県と連携しつつ、自らの課題としてもコミュニティに関わっていく市町の役割の大きさを示すものといえ、モデル事業という実践経験から導き出された課題、知恵、意見を今後十分に生かしていくことが求められる。

### 1 県民・地域の取り組み

#### 1 パッケージとしての県民交流広場を活用したコミュニティ再生

施策としての県民交流広場事業は、プランづくり、組織づくり、施設の整備・運営、活動プログラムの展開、多様な主体との連携・協働、目標達成度合いの点検と改善という一連の取り組みを包括する。結局、コミュニティの再生には、思いの共有、行動、点検、改善の持続的な反復が必要であり、それは、人づくり、人の活用、人と人の結びつきという形で地域ぐるみで人間力を高めていく過程でもある。

#### 2 地域における取り組みのポイント

行政の努力と並んで、地域においても、モデル事業の実践を通じて浮き彫りになった様々な知見、示唆を後に続く地域が十分に生かすことが必要であり、双方が結実したときに初めて県民交流広場はコミュニティ再生の基盤となる。

##### ◎ プロセス横断で大切なこと

県民交流広場の3つの展開指針である「思い」「個性」「自立」を大切にするとともに、多参画・協働による人材発掘・養成とネットワークづくりが望まれる。

##### ◎ プロセス別のポイント

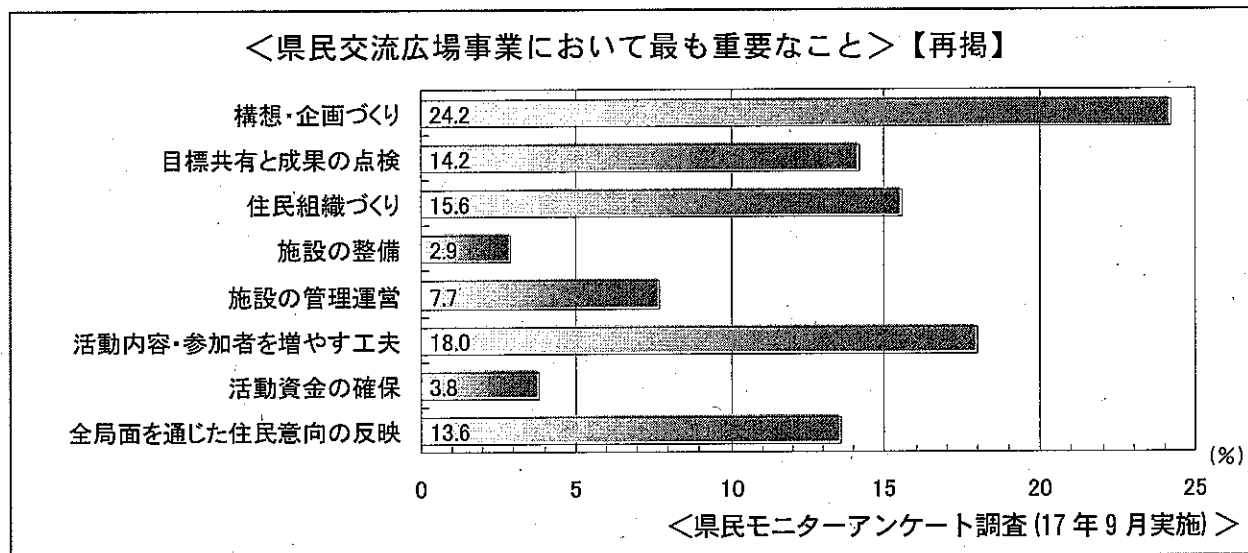
「広場のプランづくり」、「住民組織づくり」、「施設の整備・運営」、「活動プログラムの展開」、「多様な主体との協働・連携」、「目標達成度合いの点検と改善」の各過程において、モデル事業に取り組んだ地域の成果・課題から導き出される示唆を生かし、地域実情に即した創意工夫で取り組むことが必要。

### 1 パッケージとしての県民交流広場を活用したコミュニティ再生

県民交流広場は、単に物理的な場を指すのではなく、場と活動を総称する概念といえる。そのため、場づくりと活動の離陸に対する助成が施策としての県民交流広場の中心であるものの、助成の前後に、広場をきっかけとしてコミュニティ再生の動きが地域に根を下ろし、あるいは、既にその活動が始まっている地域では力強さを増すよう、様々な仕掛けを用意している。

このように、県民交流広場事業は、企画づくり、組織づくり、整備、運営といったコミュニティ再生活動の一連の取り組み、あるいはパッケージを指す。第4章でふれた県民モニターアンケート調査における「県民交流広場における重要な点」の結果か

らも、施設の整備、継続的な資金確保といった物理的な問題よりも、県民交流広場の活用を契機としたコミュニティづくりの方向性や目標の設定、活動内容や参加者を増やすための創意工夫、広場の運営主体となる住民組織づくり、目標共有と成果の点検、プロセス全体を通しての住民意向の反映といったソフトな取り組みの重要性を県民自ら認識していることが浮き彫りとなった。



こうした県民の意識もふまえながら、県民交流広場を活用したコミュニティ再生の流れを示すと次のとおりとなる。

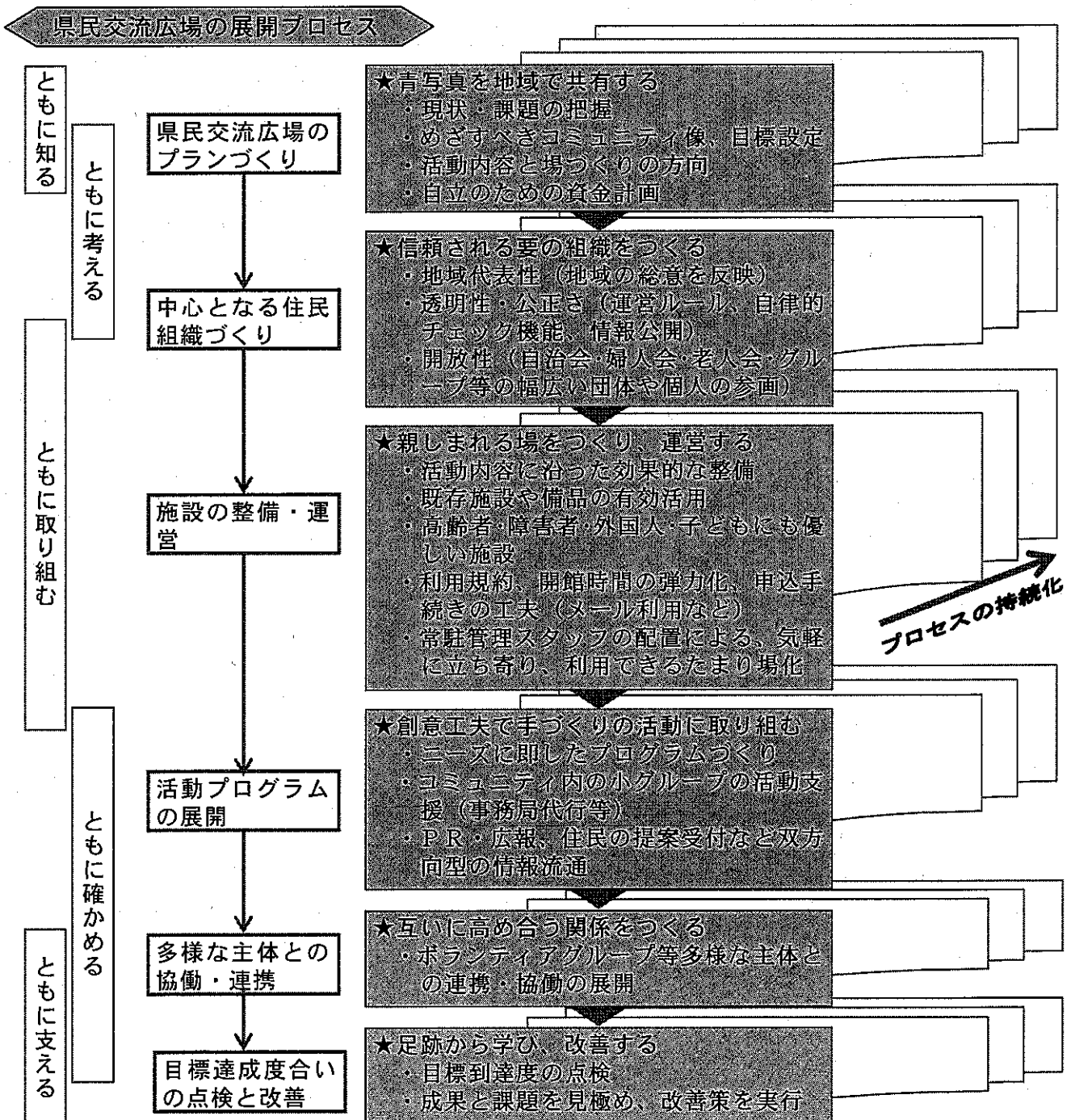
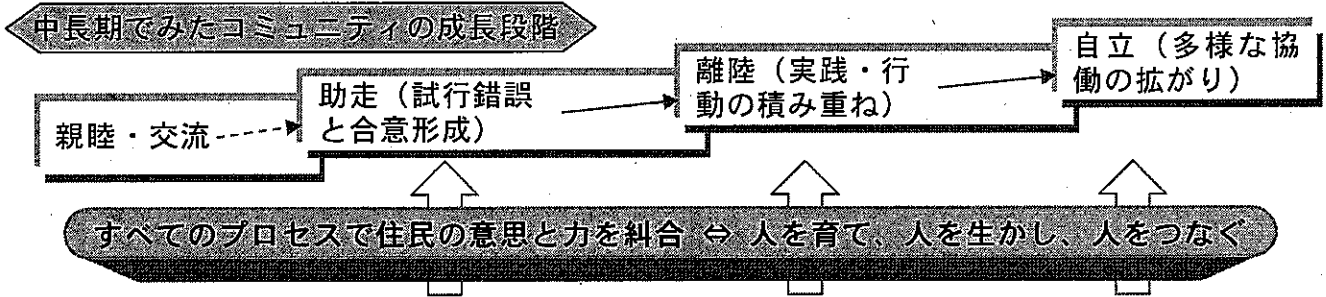
この図をみるとわかるとおり、県の助成金を活用して施設を整備したり、新たな活動を立ち上げたりすることは、一連のプロセスの部分に過ぎない。結局、コミュニティの再生は、地域で思いを共有し、それを行動、点検、改善に結びつけていく一連のプロセスの持続的な反復であり、その呼び水となることこそが県民交流広場のねらいである。

それは別の見方をすれば、地域コミュニティが直面する最大の課題といってもよい住民意識や人材不足に対し、人づくり、人の活用、人と人の結びつきという形でコミュニティの人間力を高める過程でもある。

今後さらに進展する少子高齢化の中で、一人ひとりの県民が果たす役割はますます大きくなる。地域コミュニティの復活のために、例えば、団塊世代は、経験と定年後の時間を地域づくりに生かす、現役世代は、働いている組織だけでなく、コミュニティの担い手として、寝に帰るだけの場所を愛着がもてるふるさとに変えていく。そのような創造的な県民の姿こそが、コミュニティの再生に、ひいては、個と全体双方の豊かさを高めることにつながっていく。

また、コミュニティ再生は、息の長い取り組みが必要である。しかも、行動するだけでなく、振り返って足跡をチェックし、何がよくて何がいけないのか、絶えずチェックするとともに、経験から学んだことを明日に生かすことが求められる。県民交流広場を通じ、担い手の裾野を拡げながら、主体的に、そして持続的にトライするコミュニティが拡がることが期待される。

思いを分かち合い、行動する地域社会へのステップ  
 ◆ 県民交流広場の活用によるコミュニティ再生 ◆



## 2 地域における取り組みのポイント

16・17年度のモデル事業では、実験的な位置付けの事業にもかかわらず、積極果敢に応募した地域の取り組みにより、本格展開の際に生かすべき様々な知見が得られた。

今後、県民交流広場を活用する地域では、地域の実情に即した取り組みを行いつつも、モデル事業が残した貴重な示唆を十分に生かしていくことが求められる。

また、県においては、今後さらに蓄積される県民交流広場の活用上のアイデア、留意点、教訓といった暗黙知の数々を、全県で共有すべき知恵、財産とすべく、地域の動きをきめ細かくフォローしていく必要がある。

### (1) プロセス横断で大切なこと ～思いを分かち合い、行動する地域づくり

#### ① 地域の「思い」、「個性」、「自立」をキーワードに

##### ～県民交流広場の3つの展開指針

都市の住民による新しいふるさとづくり、農山村部におけるふるさとの元気づくり、いずれも、共同体としてのコミュニティでしか為しえない。そのコミュニティをコミュニティたらしめるのは、共有された「思い」と拠って立つべき「個性」、そして「自立」への志向である。

ワークショップにおいて、あるモデル地域の代表者は、「夢が一番大事。それがすべての原動力です。」と語った。また、別のモデル地域の住民は、住民みなで、その地域の言葉でいう「呆ける」(＝熱中する)ことが大事と訴えた。

これらの言葉は、明日のコミュニティを創る上で最も大切なものが、共同体としての「思い」や「発意」であることを示している。それがなければ、行政の施策をきっかけに何かが始まっても持続しない。そういう意味において、県民交流広場を活用しようとする地域は、施設整備それ自体を目的化せず、自らのコミュニティの将来をどう描くのか、そのために何をするのか、地域の中で「思い」を共有し、それを実現するために県民交流広場を活用していくことが望まれる。現に、その認識が共有されず、気運に欠けるモデル地域では、事業の様々な局面で課題を生じさせている。

さらに、その「思い」の共有の中で大事にすべきは、アイデンティティーとしての個性である。ワークショップでは、自分たちの地域の宝は何か、出発点として改めて確認しよう、地域の資源を生かして何か一つ自慢できる地域にしようといった提起がなされた。伝統文化や行事、歴史、特産品、特徴ある活動、自然、街並み、総合的な居住環境、住民の心意気… 地域の個性は数限りなくある。コミュニティ再生の長い道程において拠って立つべき原点は、そうした地域の個性であり、そこに光をあてることによって、コミュニティへの愛着が生まれる。

そして、思いと個性を両手に携えてめざすべきは、地域の自立である。例えば、公園のゴミが目立つとき、その清掃を行政の仕事としてしまうことは簡単である。しかし、「自分たちの公園をいつもきれいにしておこう」という地域の合意をつくり、実際に行動に移せば(ゴミを出さない、みかけたら片付ける、定期的に掃除を行う)、公園に対する公の意識が育まれ、対症療法ではない、より本質的な問題の解決につながるだろう。



## ② コミュニティの再生は人間力の再生から

### ～人を育て、人を生かし、人をつなぐ

あるモデル地域の代表者が、コミュニティの問題は結局のところ、「人」に行き着くと語ったとおり、県民交流広場を活用したコミュニティの再生プロセスにおいては、様々な局面で、多くの者が知恵や力を出し合っていかなければならない。

そのためには、「人を育て、人を生かし、人をつなぐ」ことを絶えず意識し、幅広い住民が参画していく仕組みをつくとともに、コミュニティの境界を越えて専門家やNPO、ボランティアグループ等と互いに高め合う関係の協働を実現し、「人財」を築いていくことが不可欠である。

実際、地域の住民は多士済々である。団塊世代、女性、現役勤労者、若年、子どもなど、担い手や参加者の裾野を拡げることができれば大きな力となる。ワークショップでは、企画段階での地域合意、建物整備や備品購入、活動方針づくりなどの各局面で住民の意見をきめ細かく取り入れることが不十分との指摘が、幾つかの地域で広場を利用する住民からなされたほか、殆どすべてのモデル地域に共通して、参加者の固定化や担い手不足を指摘する意見が多く示された。

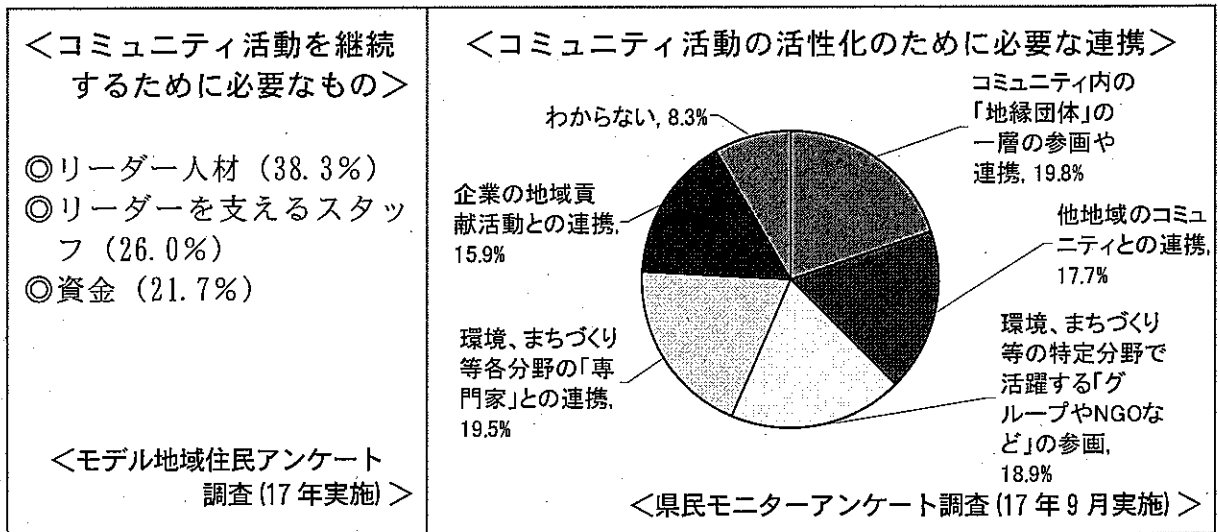
そうしたなか、モデル事業を機に「人」の問題に正面から取り組む地域もある。

- ◎ 20～40代のこれまで比較的コミュニティ活動に縁遠かった層を呼び込むため、既存の組織とは別のルートで企画を任せ、中核のコミュニティ・ワーカーとしたケース
- ◎ 特技を持つ者・一芸に秀でた住民の力を生かしているケース
- ◎ 大学生・高校生を活動に呼び込むため、子どもたち自身に考えさせようとしているケース
- ◎ 「県民交流広場応援団」として人材バンクをつくり、生涯学習等の講師などで活躍している住民を登録し、活躍してもらおうとしているケース
- ◎ 住民一人ひとりが主役になれるようきめ細かい配慮や工夫を行っているケース
- ◎ 地域で廃れつつある口コミでの情報のやりとりを復活させ、人と人のつながりを再構築しようとしているケース

等々、いずれも危機意識をもって、コミュニティの本質的課題である人間力を再生しようとしている。

住民の参画は、意識改革や具体の行動喚起に、ひいては人材の発掘、養成へとつながる。さらに、同質的なつながりとは違うものの、意識の片隅に存在する壁を取り払って、様々な「知」をもった専門家やグループとの連携が果たせれば、コミュニティ活動の幅と質、課題解決力は格段に向上する。

そのために、あらゆる局面で住民の関心と参加を高める工夫、柔軟で開かれた協働志向など、コミュニティ自らが人材養成、人材発掘、人材ネットワークづくりといった人間力への視点を持つことが求められる。



## (2) プロセス別のポイント

モデル地域の試行錯誤を伴った実践は、今後、他の地域で県民交流広場を活用したコミュニティ再生に取り組む場合に留意すべき知見をもたらしてくれた。範とすべき事柄、反面教師とすべき事柄合わせて、学ぶべき点は多い。

これらを県民交流広場の展開プロセスに沿って整理すると次のとおりとなる。コミュニティの再生は、地域の自助努力と、第5章で記した県の取り組みの両者が相俟って初めて実現する。これから県民交流広場の活用に取り組む地域においては、モデル地域がもたらしてくれた貴重な示唆を十分に生かし、創意工夫による取り組みを展開していくことが期待される。

### ① 県民交流広場のプランづくり ～青写真を地域で共有する

地域の課題やニーズを捉え、めざすべき地域像、そのための活動や場づくりの方針、目標、自立のための資金確保等を地域の総意で明らかにしていくプランづくりは、一連の取り組みのスタートとして、その後を左右する重要な作業であるだけでなく、気運を高め、住民参画を促す絶好の機会でもある。

**方向性の共有** モデル事業では、プランに対し、概ね、コミュニティの課題に即した現実的な内容と地域が自己評価する一方、住民から合意づくりが不十分との意見が多く示された。例えば、住民アンケートやワークショップの開催により、きめ細かく意見を反映してプランをつくり、その後も建物の設計前、活動の開始前といった節目ごとに住民の意思をつかむことが必要（北播磨広域推進委員会）といった意見もふまえ、地域の実情に応じた工夫で、地域ぐるみで取り組む流れ、コミュニティの一体感を醸成していくことが求められる。

**目標設定** モデル事業では、目標設定の必要性を理解しているものの、実際に設定していないという地域が少なからず見受けられた。しかしながら、地域づく

り活動を持続的に発展させていくためには、目標を設定し、その到達度を自らチェックしていくことが効果的である。その目標は、定量的なものであることが望ましいが、それが難しい場合でも、住民誰もが納得し、理解できる形で定性的な目標を定め、地域ぐるみで実現をめざすことが求められる。

**運営資金の確保** モデル地域をみると、現状において、会費や参加料等の住民負担ルールが確立しており、財政面の基盤がしっかりしている地域と、逆に脆弱な地域に分かれる。

また、両者を通じ、今後について、様々な工夫を模索する地域とそうでない地域に分かれる。例えば、モデル地域のワークショップでは、県民交流広場の運営組織を、住民が出資者となる株式会社とし、行政の活動費助成に頼らない自立した運営をめざす地域、広場の運営組織が指定管理者にもなっており、独立採算に近い施設運営を求められていることから、様々な工夫を行おうとしている地域、地域でコミュニティ・ビジネス等を起業し、収益を上げることをめざす地域、地域通貨の導入で住民参画と資金面の2つの課題を解決しようとしている地域など、意欲ある例がみられた。

県の助成金には限りがあり、あくまで「呼び水」に過ぎない。助成金がなくなったときに初めて考えるのではなく、プランづくりの段階で、助成金を呼び水として効果的に活用しつつ、会費や参加料の徴収はもちろん、さらに踏み込んだ取り組みを含め、財政的に自立していく方策を避けては通れない課題として地域ぐるみで考えておく必要がある。

なお、6割強のモデル地域住民が会費や参加料なしで活動に参加している一方、ほぼ同じ割合の住民が、自己負担は必要と考えており、受益に対する負担意識はある程度醸成されているものと考えられる。

## ② コミュニティの核となる住民組織づくり ~信頼される要の組織をつくる

全県検討委員会やモデル地域のワークショップで再三指摘されたように、県民交流広場の核となるのが地域推進委員会であり、運営のあり方、コミュニティ内での位置付け等は極めて重要である。

**地域代表性** 地域推進委員会は、地域の代表として県民交流広場の運営を司る。その役割を果たすためには、小学校区等の特定地域を基盤として成立し、多数の住民（又は世帯）で構成され、かつ当該地域の住民の総意が反映されていることが必要である。

ここで「総意の反映」とは、委員会の役割・位置付けを住民が理解し、委員会の行為を「自分たちの行為」として認めていることをいう。この総意の反映こそ、県民交流広場の活用、さらにコミュニティの再生を一部の者の活動に終わらせずに、地域ぐるみの活動に昇華させていく鍵となる。

なお、既存組織を活用した地域推進委員会の場合、委員会内部、コミュニテ

ィ全体の双方で、広場の趣旨やその取り組みが浸透しにくいとの問題点がモデル地域から示された。既存組織を活用する場合には、広場の推進組織でもあることが広く認知されるよう、意識的にPR等に取り組むことが求められる。

**透明性・公正さ** 住民から信頼される組織となるため、委員会として、意思決定や運営ルール（規約等）、代表・副代表及び監査役等の役員の設置（自律的なチェック）、運営実績や資金使用に関する情報のわかりやすい開示（情報公開）が必要である。とりわけ、会費や参加料の徴収、各種助成制度の活用による資金調達とその管理、適切な配分や執行は重要であり、透明かつ公正な形で取り組む必要がある。

モデル地域では、市町担当課の職員が委員会の監査役に就任しているケースが多いが、客観的なチェックを図るために効果的な手法と考えられる。

**開放性** 地域推進委員会には、当該地域の住民や団体・グループ等が希望に応じ、柔軟に運営に参画できるよう、常に門戸が開かれた状態が必要であるし、実際にも多様な主体が構成メンバーとなっていることが望ましい。モデル事業における地域推進委員会の構成は、「自治会単独型」、又は自治会＋婦人会・老人クラブ等の「地縁団体型」のいずれかというケースが多い。地域推進委員会の構成としては、全県検討委員会からの指摘もあるように、活動の幅を広げたり、課題解決機能を高めるために、自治会に加え、他の地縁団体、さらにはテーマ型の市民活動組織も加えた「連合型」が望ましいと考えられる。

こうした連合型の組織が既にある場合はよいとして、ない場合はどうすべきか。新たな組織の設置に時間がかかる場合などは、自治会型又は地縁団体型で出発し、漸次、NPOやボランティアグループ、その他様々な団体の広範な参画を求めていくことが考えられる。

**運営基盤強化のための法人化** 地域推進委員会については、活動の実績を積み重ね、基礎を固めつつ、将来的には法人格を取得し、資金管理などをはじめ、運営基盤を高めていくことが望ましいと考えられる。

その場合、地方自治法による認可地縁団体、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の2通りが考えられる。地域推進委員会は、地縁団体の地域性とNPOの目的性を併せ持った組織であり、これら2法が想定している法人の枠に収まらない部分があるが、それぞれの法の定める要件を満たす限り、法人格を取得することは可能と考えられる。

モデル地域の中には、任意の地縁団体を母体としたNPO法人が運営組織となっているケースがあるほか、地域を地盤とした株式会社化による持続可能な運営を模索しているところもある。

### ③ 施設の整備・運営 ～親しまれる場をつくり、運営する

検証で示されたように、コミュニティでは、身近な活動の場に対して大きなニーズがあり、コミュニティ再生の基盤として機能する適切な整備を行う必要がある。しかしながら、モデル地域によっては、整備に関する事前の合意形成が不十分なケースもあった。多額の費用がかかり、簡単にはやり直しができないことをふまえ、施設規模、整備内容、備品等地域の意見を十分に反映し、住民に親しまれる場づくりを行うことが求められる。特に、助成金を超える整備をするのかどうか、する場合は超える額をどう捻出するのか、十二分に議論し、住民が納得する形で整備に着手することが求められる。

**既存施設・備品の有効活用と活動内容に沿った整備** あらかじめ活動内容、その規模の方針を立て、そのために必要な整備や備品購入を考えていく必要がある。

具体的には、施設については、既存の集会所、公民館、コミュニティセンター等がある場合は、その再整備を行うことをまず考えたり、既存の備品で利用可能なものは積極的に活用するなど、効率性に配慮が必要である。

モデル地域の中には、住民に備品の提供を呼びかけ、多くの物品を揃えたケース、地元企業や大手企業の懐に飛び込み、企業の地域貢献活動とうまく連携して、有形・無形のサポートを得たケースなど、様々な工夫が行われている。

**ユニバーサル・デザインへの対応** モデル事業では、段差がある、手すりがない、車椅子が通れないなど、高齢者や障害者等への配慮不足を指摘する住民の割合が33%に達した。誰もが気軽に利用できるよう、高齢者、障害者、子どもにも優しい施設にすることは、県民交流広場に求められる基本的な要件といえる。さらに、地域によっては外国人への配慮（外国語標記等）が必要なケースも考えられる。

**活動が拡がるような施設の運営** 整備された施設を住民が不公平感を感じることなく、活発に利用できるよう、利用規約の制定、施設利用の公平な調整、備品の適切な管理・利用、簡便な利用申込みの手法など様々な工夫が必要となる。

検証では、モデル地域住民の74%が、管理スタッフがいないことを施設利用の制約と認識していることが明らかになった。それによって、施設管理が円滑になるほか、開館時間の拡大など利便性が向上する。モデル地域の中には、高齢者等のボランティアを活用しているところもあり、地域であらかじめこの問題を検討し、対応策を講じれば、整備後の施設利用や活動の立ち上がりも相当円滑化されるものと考えられる。

また、施設利用が特定の者・団体に限られているとの意見が住民から示されたが、地域への開放性は県民交流広場において重要な要素であり、インターネットや電子メールを利用した利用予約システムを検討しているモデル地域の例などを参考としながら、公平で柔軟な利用調整を行うなど、工夫が求められる。

なお、小学校の余裕教室を活用する場合には、不審者侵入等に対する安全対策を施設整備の前に検討しておくことが必要である。

#### ④ 活動プログラムの展開 ～創意工夫で手づくりの活動に取り組む

整備された場を活用し、試行錯誤を繰り返しながら手づくりの活動を積み重ねていくなかで、一つの活動が住民の暮らしに貢献し、住民も活動を支える好循環を形成していくことが求められる。そのためには、ニーズや課題に即したプログラムづくりと活動支援、地域推進委員会と住民との間の双方型の情報交流などが必要である。

**地域に根ざした活動展開・支援** 地域の直面する課題、住民ニーズは多様であり、その中で施設や資金、労力といった限られた資源を何に用いていくのか、地域の中でしっかりと合意や活動のルールをつくる必要がある。県民モニターアンケート調査では、子育て、防犯など地域課題解決型の活動や生涯学習等の生活充実型の活動へのニーズの高さが示されたが、交流や親睦行事も、コミュニティの結束やつながりを高める上で重要であるとともに、より高次の活動を生み出す前提となる。

また、活動の拡がりのため、小グループや同好会、研究会など、住民による様々な取り組みについて、地域推進委員会が中心となり、必要な人材やノウハウを持つ者・組織を紹介したり、立ち上がり時に事務局機能を一部代行したりするなど、その運営を支援していくことも考えられる。

**コミュニティでの情報流通** モデル地域住民の4割弱が活動プログラムに関する情報の不足を指摘している。自由で風通しのいいコミュニティ・コミュニケーションは、コミュニティの再生に不可欠の条件である。コミュニティでの情報のやりとりは、口コミと回覧板を用いている場合が多い。しかし、勤めにでる住民が増え、情報伝達のあり方としては一定の限界がある。

このため、プラスαの手段を活用することも必要である。例えば、パソコンや携帯電話を持つ層に対しては、ホームページ、電子メール、メールマガジンの活用、お年寄り向けには、通常的回覧物と区別したチラシの作成、さらに全世帯向けに広報誌を発行するといったことである。モデル地域の中には、ホームページとブログ（個人の意見や感想等が継続的に更新・掲載されるウェブページ）を融合させて住民参加型のサイトを構築し、コミュニティ内の情報共有を行おうとしているところがある。

また、活動主宰者からの一方通行の連絡ではなく、住民からの活動内容に関する提案の受付など、双方向型の情報流通の仕組みを考えることも求められる。

## ⑤ 多様な主体との協働・連携 ～互いに高め合う関係をつくる

コミュニティが課題解決力や活動の質を高めるためには、NPOやボランティアグループ、専門家などと手を携えることも必要である。また、コミュニティは、排他性という負の側面を内在している。コミュニティ再生の取り組みにより結束力が高まれば、同時にその負の側面も顕在化する懸念がある。こうした点をふまえ、コミュニティは、意識して扉を開き、多様な団体やグループ、個人と協働していくことが求められる。

**開かれた協働** コミュニティの抱える課題はますます複雑化し、住民のニーズも多様化している。こうした時代にあって、地域を基盤とするコミュニティは、内部での同質的な結束に加え、NPO、ボランティアグループ、専門家をはじめ、異質であるかもしれない多様な組織・個人を受け入れ、結びつき、互いを高め合うことが必要である。近年急速に発展しているNPO等のテーマ型組織は、目的が明確であり、専門性、ノウハウ、活力を備えており、地縁団体が学ぶ点が多い。逆にテーマ型組織も地縁団体との連携により、より地域に根ざした活動が可能となる。両者は排斥し合うものではなく、健全な協働関係を築くことが可能である。実際、モデル地域の中には、少ないながら地域推進委員会がNPOと協働し、成果をあげつつあるケースもある。互いを理解し合うことから初めて段階的に協働を拡げるなど、地域の実情に応じた展開が期待される。

## ⑥ 目標達成度合いの点検と改善 ～足跡から学び、改善する

初めに定めた目標をどの程度達成しているか、また、その過程での成果と課題は何か、足跡を振り返って謙虚に見つめ直すことが必要である。さらに、そうした点検で得られた知見から改善策を導き出し、実行に移すことも求められる。この点検と改善により、初めて、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検）→ACTION（改善）のサイクルが完成する。コミュニティの再生は、結局、このPDCAサイクルをいかに持続させていくかということになる。

**点検と改善** めざすべきコミュニティ像や目標に近づいているか、地域推進委員会は住民に信頼されているか、活動内容に魅力があり、幅広い層の住民が参加しているか、助成金や住民から徴収した資金は、適切に管理・支出されているか、人材の発掘・育成が進んでいるか、そして、何よりもコミュニティが元気になっているか等々、振り返って点検すべき事柄は多い。

こうした「振り返り」とそれに基づく今後の改善策の検討、実行に、できる限り多数の住民の参画を得ながら取り組んでいくことが必要である。そうした過程で明らかになった課題のうち、行政が改善すべき点がある場合は、行政に積極的に提案していくべきである。

**他の県民交流広場から学ぶ** これからの活動や目標を考えたり、自らのコミュニティの現状を客観的に捉えたりする場合に、他地域から学ぶことは多い。複数のモデル地域が集まって開催されたワークショップでは、他の地域から示される意見や現状に刺激を受けた住民から、「今日から地域間の交流を始めよう」という呼びかけがなされた。

県民交流広場は、全県展開の施策として共通のキーワードになることから、市町域を越えて広場同士が結びついたり、交流を深めることが可能である。広場同士が交流し、ともに学び、刺激を与え合うような広域的なネットワークづくりが求められる。



## II 市町への期待

### 1 県との協働によるコミュニティ支援

県民局ごとの広域推進委員会に対応し、市町の推進組織を整え（又は既存組織を活用し）、県民交流広場の地域への問題提起、導入、フォローなどでの地域支援のほか、市町施策の一体実施など、効果的な県との協働を期待。

### 2 コミュニティに最も身近な自治体として

市町のコミュニティに対する考え方、施策、実情は区々であるが、県民交流広場の実施を機に施策の充実を図る市町があるように、広場をきっかけとして、施策のあり様を点検し、充実するなど、コミュニティとそこに暮らす住民に視点を置いた積極的な取り組みが期待される。

### 1 県との協働によるコミュニティ支援

県民交流広場については、企画提案、選定など、事業の入り口部分だけでなく、継続的なフォロー（助言、支援等）を含め、様々な取り組みを県民局と市町が連携しながら推進していくことになる。

このため、県民局に平成 16 年度からコミュニティ問題の専門家や広域団体等が参画する「広域推進委員会」を設置していることをふまえ、市町も「市町推進委員会」等の組織を設け（又は既存組織を活用し）、地域への問題提起、広場の導入支援、きめ細かいフォローを行っていくことが望ましい。全県検討委員会においても、県民局と市町それぞれの支援・フォロー体制の整備、相互連携の重要性が指摘されているところである。

また、コミュニティ施設の整備や活動支援、人材養成をはじめ、市町は様々なコミュニティ施策を実施しており、県民交流広場と一体実施することで、より相乗効果が期待される市町施策がある場合、その積極的な活用が期待される。モデル地域の地域推進委員会からも、県・市町が意思疎通を密にし、双方の施策を効果的に実施していくことを望む声強い。

### 2 コミュニティに最も身近な自治体として

市町は、言うまでもなくコミュニティに最も身近な自治体であり、コミュニティの再生を図る上で、また、県施策である県民交流広場を推進する上で、県民の市町への期待は大きい。

しかしながら、住民との協働でコミュニティの再編や活性化に先駆的に取り組む市町がある一方で、市町合併の影響、財政上の問題等により施策の柔軟性を欠くなど、厳しい状況にある市町も存在している。また、コミュニティに対する考え方や施策が市町間で大きく異なっていること、市町によっては、コミュニティが複層制で第一次コミュニティ（より小さい単位のコミュニティ）の実態把握が難しいケースがあることなども今回の検証で明らかになった。このような実情の中で、県民交流広場に対する市町の受け止め方も一様ではない。

また、県民交流広場の推進にあたっては、市町や地域の意見をできるだけ取り入れ、地域実情に即した事業フレームを構築していくこととしているが、全県を対象に展開するものである以上、公平性、効率性などの観点から一定の枠をはめざるを得ない。

このように、市町と県が協働した県民交流広場の推進には、種々の課題があるが、市町においては、県民交流広場を一つのきっかけとして、コミュニティに対する基本的な考え方・施策のあり様を点検するなど、コミュニティとそこに暮らす住民に視点を置いた積極的な取り組みが望まれる。

コミュニティ計画づくり、集落コミュニティから学区コミュニティへの再編、コミュニティの区域設定の変更、合併後の旧市・町間の住民交流、新旧住民の交流等の仕掛けとして県民交流広場を活用するなど、広場に積極的な意味づけを行おうとしている市町が少なからずあることは、今後への大きな足がかりであり、こうした動きがより拡がることが期待される。

## おわりに

### 1 検証への協力について

16年度及び17年度に実施したモデル事業を対象とする本検証のため、モデル地域の地域推進委員会や県民交流広場を利用する住民の皆様、モデル地域を抱える市町をはじめ、実に多くの方々に多大なご協力とご支援をいただいた。厚くお礼申し上げます。

また、そもそもモデル事業自体が本格実施前の手探りでの試行であり、事業の方針や細部がなかなか定まらぬ部分があった。モデル地域、市町には、そういう不都合を寛大に受け止め、積極的に事業を活用いただいたことも深謝しなければならない。

幸い、住民主体で行われたワークショップそれ自体が、参加者の声を総合すると、コミュニティへの関心を高め、自らの地域のあり様を考える契機として直接的な役割を果たしたようである。このことは、県民交流広場事業の今後のあり方を浮き彫りにした以上の、検証の成果と考えられる。

### 2 今後の取り組みについて

この検証により、県民交流広場事業の意義・必要性、さらに成果・課題とそこから導かれる対応方向を探り出そうとした。その結果、県民交流広場は確実にプラスの効果を及ぼし、地域が、そして市町が前向きに動き始めていることが明らかになった。例えば、あるモデル地域の住民はこう語った - 「県民交流広場には、参画と協働への県政の熱い思いが感じられる。やりがいのある事業です」。このように、志を持った多くの県民が県民交流広場に期待を寄せている。

一方で、モデル事業を実施してから十分な期間を経ることなく検証に取り組んだため、地域において、成果や課題が十分に顕在化していない面があったことは否めない。萌芽段階のものも含めて、県民交流広場の影響をできるだけ把握しようと努めたが、そこには一定の限界がある。さらに言えば、コミュニティ再生は時間がかかる取り組みである。

これらのことを十分にふまえ、今後、検証を通じて再確認された県民交流広場事業を求める地域の声を真摯に受け止めて、県として、把握した諸課題に適切に対応した本格展開を図るとともに、県民交流広場に関わる様々な主体が引き続きフォローアップを続け、それぞれの立場で適時適切に改善に努めていくことが必要であろう。

一人ひとりの県民の元気と安心のために、コミュニティの再生は待ったなしの課題である。しかし、絶対の方式はない。このことを念頭において、様々な主体が地道な取り組みと試行錯誤の中から、それぞれにふさわしいベストプラクティスを見出していくことを期待したい。全県にわたるコミュニティ再生とは、その積み重ねにほかならない。

参 考 / 検 証 の 経 緯 と 今 後 の 予 定

15年度

16年 3月 ◎県民交流広場事業（仮称）の実施のための県税条例等の改正

16年度

- 16年 4月 ◎都市助役会・各郡町村会長会議での説明、10市町担当課と意見交換
- 4月～◎県民局別市町意見交換会の開催（～5月）
- ◎県民交流広場実態・ニーズ調査の実施（～6月）
- 6月 ◎県民生活審議会に県民交流広場全県検討委員会を設置、第1回開催
- 9月 ◎16年度モデル事業の募集
- 11月 ◎16年度モデル地域の選定
- ◎第2回全県検討委員会の開催
- 12月 ◎第3回全県検討委員会の開催
- 2月 ◎県民生活審議会全体会の開催

5/13 阪神南地区（～26）  
 5/17 淡路地区  
 5/25 丹波地区  
 5/26 東播磨地区  
 北播磨地区  
 5/30 阪神北地区  
 6/1 但馬地区  
 6/6 中播磨地区  
 西播磨地区  
 6/10 神戸地区

県内全  
60市町  
を対象  
に実施  
（回収  
数60市  
町）

17年度 / 前期検証（16年度モデル事業）

- 17年 4月 ◎第4回全県検討委員会の開催（検証方針検討等）
- 5月～◎県民局別市町意見交換会の開催（～6月）
- ◎市町アンケート調査の開始（～6月）
- ◎地域推進委員会ヒアリング調査の開始（～7月）
- ◎モデル地域住民アンケート調査の開始（～7月）
- 6月～◎モデル地域ワークショップの開始（～7月）
- ◎各県民局の広域推進委員会の開催等（中間まとめ）
- ◎17年度モデル事業の募集
- 7月 ◎第5回全県検討委員会の開催（検証中間報告の検討）
- ◎17年度モデル地域の選定
- 8月 ◎検証中間まとめ

6/25 宝塚市長尾台地区  
 7/2 多可町（八千代町）  
 大和地区  
 7/5 神戸市長田区重池地区  
 7/7 南あわじ市阿万地区  
 7/9 稲美町天満南地区

モデル地域住民を対  
象に地域推進委員  
会を通じて、配布・回収  
（回収数381人）

全11モデル地  
域を対象に実施

17年度／後期検証（16・17年度モデル事業）

- 17年 9月～◎地域推進委員会ヒアリング調査の開始（～10月）
- ◎モデル地域住民アンケート調査の開始（～10月）
- ◎県民モニターアンケート調査
- 10月 ◎モデル地域ワークショップの実施
- ◎各県民局の広域推進委員会の開催等（最終まとめ）
- 11月 ◎第6回全県検討委員会（検証報告の検討）
- 12月 ◎検証報告のとりまとめ（予定）
- 2月 ◎県民生活審議会全体会（予定）
- 3月 ◎全県シンポジウムの開催、モデル事例集の作成・配布（予定）

10/12 阪神南管内(3地区)  
10/15 丹波管内(4地区)  
10/18 但馬管内(3地区)  
10/26 中播磨管内(4地区)  
11/ 5 西播磨管内(4地区)

対象：503名（公募）  
回収数：339名

モデル地域住民を対象に地域推進委員会を通じて、配布・回収（回収数342人、前期分と合わせ計723人）

全36モデル地域を対象に実施

県民交流広場事業（仮称）モデル事業進捗状況一覧

	実施区域	世帯数・人口	実施主体	主な構成団体	施設名 活動開始時期	活動内容	現況
神戸地域	神戸市長田区 おもしろ 重池地区 (室内小学校区)	4,545 世帯 8,288 人	神戸(重池)地区 モデル事業 推進委員会	(社福)市社会福祉協議会、(社福)長田区社会福祉協議会、市保健福祉局、長田区役所の4団体	市立重池地域福祉センター (改修) 平成17年4月	○「ふれあい喫茶」「ひとりくらし高齢者の食事会」等多くの人の集まる行事をさらに充実、より多くの参加を実現 ○「子育てサークル」の立ち上げ、「こどもとのふれあいチャレンジ広場」活動を実施 ○重池地区(室内小学校区)の住民のさらなる地域交流の活性化	
	神戸市北区 桂木小学校区 (桂木小学校区)	2,500 世帯 8,700 人	大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会	自治会、管理組合、連合自治会、民生委員、児童委員、小学校保護者会等19団体	市立桂木児童館ほか1施設 (改修) 平成17年10月	○パソコン教室開催等によるパソコンを活用した世代間交流 ○ホームページによる地域情報の収集、発信、メールを活用した防犯、災害情報等の配信	
	神戸市北区 有馬小学校区 (有馬小学校区)	936 世帯 1,506 人	有馬ふれあいのまちづくり協議会	自治協議会、婦人会、社会福祉協議会、観光協会、PTA等9団体	市立有馬地域福祉センター (改修) 平成17年11月	○古文書、古地図等、郷土の歴史・文化資料の収集、保存及び調査研究 ○郷土資料の閲覧、展示公開 ○有馬の歴史・文化に関する展示会、講演会、研修会の開催	
阪神南地域	芦屋市 おもしろ 大原地区 (山手小学校区)	4,660 世帯 10,100 人	大原地区 集会所地区協議会	自治会、老人クラブ・老人会、コミュニティカムの12団体	市立大原集会所 (改修) 平成17年2月	○併設する図書館大原分室の図書を利用し、子ども会・文化活動グループ等と協働で本の読み聞かせや学習講座の開催などの文化活動 ○社会福祉協議会等と連携し高齢者のふれあい事業などの福祉活動 ○山手コミュニティカムと協働したふれあいまつりなど異世代交流事業 ○自治会による防犯活動拠点としての活用	
	尼崎市 おもしろ 立花地区 (立花小学校区)	3,000 世帯 5,000 人	たちばな@コミねっと(仮称)	たちばなNPOプラザ運営委員会(28団体)、自治会等	市立たちばなNPOプラザ (増築、改修) 平成17年11月	○(仮称)ねっとサロン(交流会)、講習会の開催 ○活動グループのパネル展示 ○情報掲示板、情報誌の発行 等	
	芦屋市 おもしろ 西蔵地区 (宮川小学校区)	3,177 世帯 7,378 人	西蔵地区 集会所運営協議会	町内会、自治会、子ども会、コミュニティカムの7団体	市立西蔵地区集会所 (増築、改修) 平成17年11月	○高齢者、男性、子どもなどの料理・お菓子づくりによる異世代交流や「科学で遊ぼう」子供講座の実施 ○絵画、写真、陶芸、書道等の専門家と子どもの地域文化によるふれあい活動 ○パソコン教室やホームページを活用した情報の受発信	
阪神北地域	宝塚市 おもしろ 長尾台地区 (長尾台小学校区)	3,818 世帯 9,367 人	宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会	校区人権啓発推進委員会、校区人権啓発推進委員会、PTA、自治会、民生・児童委員、婦人会等15団体	市立コミュニティセンターひばり (新築) 平成17年4月	○高齢者、障害者支援のふれあい事業や子育て支援 ○子育て・健康・生涯学習等講座開催 ○行政や各種行事等情報の掲示による、地域情報の共有化 ○苗木の配布、街路樹の整備、地域花壇の管理運営など地域の緑化活動 ○自治会や地域活動団体のサロン活動	
	宝塚市 おもしろ 西谷地区 (西谷小学校区)	1,100 世帯 3,000 人	宝塚市西谷地区まちづくり協議会	自治会、婦人会、老人会、農会、消防団、PTA等27団体	市立西谷ふれあい夢プラザ (改修) 平成17年9月	○植樹、清掃、草刈りなど、自然の保全、環境の美化活動 ○家具の修理、リサイクルによる不法投棄防止活動 ○河川、池、沼等の水質保全や生態系の維持活動 ○CSR施設や里山と連携した環境や農業学習の実施	
	川西市 おもしろ 川西北地区 (川西北小学校区)	4,252 世帯 9,980 人	川西北コミュニティ連絡協議会	自治会、老人会、PTA、子ども連絡協議会等15団体	川西北地区コミュニティプラザ (改修) 平成17年11月	○男の料理教室、福祉講座等の実施、ふれあい昼食会の開催、配食弁当ボランティア ○将棋大会、ソフトボール大会、グランドゴルフ大会等の実施 ○盆踊りや餅つき大会、長寿祭、文化祭等の開催による地域住民の交流	

県民交流広場事業（仮称）モデル事業進捗状況一覧

	実施区域	世帯数・人口	実施主体	主な構成団体	施設名 活動開始時期	活動内容	現況
阪神北地域	川西市 みどりない 緑台・陽明地区 (緑台小学校区、陽明小学校区)	6,196 世帯 16,030 人	緑台・陽明地区ふれあい広場づくり推進協議会	自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、社会福祉協議会、防犯協会等 28 団体	ふれあい会館 (新築) 平成 17 年 9 月	○高齢者の困りごと相談室の開設 ○児童見守り、地域防犯・防災パトロール活動 ○公共施設の維持・清掃等、環境美化活動 ○子育て支援、高齢者のつどい、介護予防教室等の開催 等	
	稲美町 てんまなみ 天満南地区 (天満南小学校区)	1,741 世帯 4,956 人	天満南県民交流広場推進協議会	天満小学校区まちづくり委員会、自治会、婦人会、老人クラブ等 6 団体	町立天満南県民交流広場コミュニティルーム (改修) 平成 17 年 1 月	○推進協議会委員による体験談、子育て、認知症(痴呆症)防止教室開催(「若さにチャレンジ」-童謡・唱歌の歌唱、計算ドリルの実施) ○学校関係団体の利用、校区まちづくり事業等地域団体の利用	
東播磨地域	加古川市 にしのかんき 西神吉地区 (西神吉小学校区)	2,931 世帯 9,240 人	西神吉町市民活動推進協議会	町内会、同女性部、老人会、PTA等 5 団体	市立西神吉会館 (増築) 平成 17 年 10 月	○太陽光・風力発電、地下水・雨水の活用による環境保全、省エネルギーへの取組 ○電気自動車の貸出しやこれを活用した環境問題の普及啓発、PR活動 ○廃品回収、リサイクルバザー等の実施 ○ピオトープ等屋外広場を活用した環境教育	
	高砂市 あらい 荒井地区 (荒井小学校区)	4,351 世帯 11,339 人	荒井地区歴史・文化ふれあいの会	連合自治会、連合婦人会、老人クラブ、青少年健全育成連絡協議会の 4 団体	市立荒井公民館 (改修) 平成 17 年 11 月	○まちの歴史や文化を学ぶことを通じた世代間、新旧住民の交流 ○地域の歴史や文化に関するボランティアガイド ○高齢者による子育てグループの支援活動	
北播磨地域	播磨町 はりま 播磨小学校区 (播磨小学校区)	3,060 世帯 8,120 人	播磨・県民交流広場協議会	自治会連合会、連合婦人会、老人クラブ連合会、青年協会等 9 団体	播磨町中央公民館 (改修) 平成 17 年 10 月	○青少年を交えた、地域の活動家による茶道、生花等伝統文化の伝承 ○美術、音楽、料理などの文化活動やイベント、体験活動による世代間、住民間の交流 ○ホームページを活用した活動情報の受・発信	
	多可町(八千代町) やまと 大和地区 (八千代西小学校区)	302 世帯 1,169 人	大和体験交流協会(八千代町大和地域推進委員会)	自治会、婦人会、老人会等 7 団体	町立大和地区住民センター (改修) 平成 17 年 1 月	○食文化イベントや歴史散策を通じて、地域住民、1 ターン者等の交流促進 ○特産品やスローフードの研究・開発を通じた食育の推進 ○有機農業の推進、EM 菌の活用等を通じて自然環境保全活動の推進 ○地域住民の協働メニュー(花いっぱい運動、沿道美化運動等)の開発	
	小野市 しものつじょう 下東条地区 (下東条小学校区、中番小学校区)	2,239 世帯 7,169 人	下東条地区地域づくり協議会	区長会、婦人会、老人会等 17 団体	市立コミュニティセンター下東条 (改修) 平成 17 年 8 月	○盆踊り、浄土太鼓、花火など夏祭りの実施 ○町対抗リレー、綱引きなど体育祭の実施 ○文化祭の開催 ○上記のイベントを通じた多世代間の交流、新旧住民の交流	
	加西市 にしあした 西在田地区 (西在田小学校区)	705 世帯 2,509 人	西在田コミュニティ協議会	自治会、婦人会、老人会等 5 団体	下若井町公民館 (改修) 平成 17 年 9 月	○一人暮らしの老人の集い、3 世代交流会の開催などの「あったか推進活動」 ○豊かな自然環境や歴史資源の保全活動 ○ゲートボール大会、敬老会等レクリエーションの充実 ○災害等発生時における避難、防災拠点としての機能	
西脇市 まきらがき 黒田庄町 桜丘地区 (桜丘小学校区)	1,042 世帯 3,445 人	桜丘小学校区区長会	区長会、運営委員会の 7 団体	田高公民館 (新築) 平成 17 年 11 月	○化学肥料、農薬を抑えた農作物栽培をテーマとした交流会の開催 ○自然災害に強い地域づくりに向けた検討、交流会開催 ○子どもを犯罪から守る登下校時の見守りや防犯の啓発活動 ○「尚歯会」イベントの充実		

県民交流広場事業（仮称）モデル事業進捗状況一覧

	実施区域	世帯数・人口	実施主体	主な構成団体	施設名 活動開始時期	活動内容	現況
中播磨地域	姫路市 おおいち 太市地区 (太市小学校区)	620 世帯、 2,120 人	太市住民交流広場事業活動推進委員会	連合自治会、老人クラブ、連合婦人会、子ども会、民生委員、消防団等 9 団体	市立太市公民館 (改修) 平成 17 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おおいち文化祭、たけのこ祭り、運動会、リサイクルバザー等、地域イベントの開催</li> <li>○地元名産の「たけのこ」に関する PR 展示や地域住民による文化・工芸品の発表、展示</li> </ul>	
	姫路市 よべ 余部地区 (余部小学校区)	1,672 世帯、 4,953 人	余部住民交流広場事業活動推進委員会	自治会、連合婦人会、連合老人クラブ、子供会、消防団、等 11 団体	市立余部公民館 (改修) 平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○揖保川を中心とした環境保護活動とその普及啓発</li> <li>○手作り石鹸づくり</li> <li>○田園と連携した案山子コンテスト、揖保川を活用した筏流しコンテスト等イベントの開催</li> <li>○トウモロコシや黒豆など地域食材を活用した食による住民交流</li> </ul>	
	神河町(神崎町) しんがわ 新田・作畑地区 (旧越知谷第 2 小学校区)	89 世帯、 253 人	新田・作畑地区県民交流広場事業推進委員会	新田区、作畑区、老人クラブ、婦人会、消防団、子ども会等 8 団体	神崎町地域交流センターほか 2 施設 (改修) 平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「からかわ」(山椒の樹皮の佃煮)や山菜、きのこ、鹿肉料理など、地域独自の食文化の保存、研究活動</li> <li>○各集落単位の高齢者ミニデイサービス、村まつり等の継続、充実</li> </ul>	
	神河町(大河内町) かたかみ 川上地区 (川上小学校区)	86 世帯、 282 人	川上住民交流広場事業活動推進委員会	川上区、婦人会、老人会、子供会、消防団、農会等 13 団体	川上住民交流センター (新築) 平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砥峰高原の稀少植物のパネル展示等による採取禁止、環境保全の普及啓発</li> <li>○自然を活かした地元特産品の研究開発、普及活動を通じた都市住民との交流</li> </ul>	
西播磨地域	宍粟市 しんご 鷹巣地区 (千種東小学校区)	87 世帯、 314 人	鷹巣地域住民交流クラブ	自治会、老人クラブ、婦人会、子供会、むつみ会、いずみ会、農会、消防団等 10 団体	市立鷹巣林業者集會センター (増築、改修) 平成 17 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年の健全育成、伝統芸能の継承等のためのよさこい、チャンチャコ踊り</li> <li>○10代から祖父母世代までの交流のためのスポーツ教室</li> <li>○インターネットによる各家庭や他地域との交流のためのパソコンクラブ</li> </ul>	
	相生市 あいあい 相生地区 (相生小学校区)	1,323 世帯、 3,105 人	相生地区まちづくり協議会	自治会、同婦人部、高年クラブ、民生委員等の参加による地区内居住者、事業者、地権者で構成される団体	こーぷミニ相生みなどほか 1 施設 (改修) 平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「昔懐かしい写真」の展示や地域の歴史の掘り起こし活動</li> <li>○ホームページを活用した地域情報の受・発信や地域映像の配信</li> <li>○高齢者による気軽な立ち寄り場の運営</li> </ul>	
	たつの市 あしほ 新宮町 香島地区 (香島小学校区)	832 世帯、 3,019 人	香島地域交流協会	自治会、同婦人部、老人会、子供会、消防団等 11 団体	町立ミニ武道館 (改修) 平成 17 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「まほろばの森」、営農組合や環境保全グループと連携した自然観察会等の実施</li> <li>○グラウンド、ゲートボール場、ウォーキングコース等を活かした健康づくり活動、イベントの実施</li> <li>○各団体グループ活動の作品展示や競技会による交流</li> <li>○リサイクルなど地球環境汚染防止活動</li> </ul>	
	たつの市 はんた 揖保川町半田地区 (半田小学校区)	1,384 世帯、 4,356 人	半田コミュニティ運営委員会	自治会、同婦人部、老人会等 21 団体	町立半田コミュニティセンター (改修) 平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯防災等に関する研修会、講演会の実施</li> <li>○料理教室、スポーツイベント、作品展等の実施を通じた新旧住民の交流</li> </ul>	
但馬地域	豊岡市 なす 奈佐地区 (奈佐小学校区)	378 世帯、 1,391 人	奈佐地区区長会	奥岩井地区、口岩井地区、宮井区、庄区、吉井区、野垣区等 12 自治会区	市立奈佐地区公民館 (新築) 平成 17 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蕎麦、山菜・野草など地域食材を利用した料理研究、講習会</li> <li>○親子料理教室等食育、親子交流活動</li> </ul>	



県民交流広場事業（仮称）モデル事業進捗状況一覧

	実施区域	世帯数・人口	実施主体	主な構成団体	施設名 活動開始時期	活動内容	現況
但馬地域	新温泉町（浜坂町） くまがや 久斗山地区 （浜坂東小学校区）	74世帯、 249人	久斗山農産加工組合	久斗山区、境区、大味地区、中小屋地区、大滝地区等7自治会区	町立久斗山コミュニティセンター （改修） 平成17年4月	○板、山椒、葉ワサビや地域農産物を使った特産品開発 ○物産展等への出展による地域特産品のPR	
	養父市 せきのみや 関宮地区 （関宮小学校区）	1,439世帯、 4,535人	ミニホーム「ひだまり」	ミニホームひだまり、旧大谷小学校区の各行政区等6団体（予定）	市所有の空き家：旧大谷診療所医師住宅 （改修） 平成17年10月	○高齢者や多世代間の交流会の開催 ○料理教室、食事会の開催 ○健康、体操教室の実施 ○手工芸品等の創作活動 ○地域の清掃美化活動	
丹波地域	丹波市 春日町 くろい 黒井地区 （黒井小学校区）	1,354世帯、 3,704人	黒井地区社会教育振興会	上ヶ町、横町、芝町、小山、本町、新町、仲町自治会等33団体	しろやま交流館 （新築） 平成17年7月	○消費者問題、防犯など地域課題に関する学習会 ○「昔の遊び教室」「詩吟教室」「グラウンドゴルフ」等サークル活動 ○「竹細工教室」「郷土史、史跡教室」「おばあちゃんの料理教室」等	
	篠山市 おおくも 大宇地区 （大宇小学校区）	380世帯、 1,068人	大宇活性化委員会	自治会長会、老人会、公民館等14団体	市立大宇公民館 （改修） 平成17年9月	○眠っている地域資源の発掘と活用策の検討 ○パソコン教室の開催とITによる地域ネットワークの構築 ○インターネットによる情報の受発信 ○安全、安心なまちづくりのための井戸端会議ネットワークづくりや福祉活動	
	篠山市 おひやま 大山地区 （大山小学校区）	525世帯、 1,682人	大山地区郷づくり協議会	自治会長会、大山振興会、農会長会、女性の会、商工会等12団体	大山総合事務所ほか4施設 （改修） 平成17年9月	○高齢者への給食サービスの提供 ○市民農園や里山と連携した都市住民との交流 ○子供たちを含む多世代交流スペース、各団体事務所の機能を持ったコミュニティカフェの設置、運営等	
	丹波市 しんら 神楽地区 （神楽小学校区）	496世帯、 1,462人	NPO法人神楽の郷	檜倉、惣持、大名草、文室、大禰、稻土、小禰自治会の7団体	市立神楽の郷交流センター ほか1施設 （改修） 平成17年9月	○誰でも自由に参加でき、習熟度や目的別に選択できるIT講習会の開催 ○気軽にインターネット体験ができるインターネットカフェの運営 ○ホームページを活用した地域情報の収集、加工、発信	
淡路地域	南あわじ市 あま 阿方地区 （阿方小学校区）	1,252世帯、 3,888人	阿万ふれあい交流広場推進委員会	連合町内会、婦人会、老人クラブ連合会、文化財・自然研究家等10団体	市立阿万連絡所 （改修） 平成17年4月	○パソコンを活用した、地域住民の情報発信力を高めるためのIT講座 ○パソコンを活用したホームページ作成、生活情報誌発行等の活動を通じた多世代間の住民交流	
	淡路市 えい 江井地区 （江井小学校区）	520世帯、 1,584人	江井コミュニティセンター推進協議会	町内会、婦人会、老人会、いづみ会、青年団、子供会、PTA等25団体	市立江井コミュニティセンター （改修） 平成17年9月	○郷土料理、老人向け料理の研究・創作活動や、子供クッキング教室、健康料理教室等の開催 ○絵画、写真、工芸等の作品展や教室による世代間交流 ○映画会の開催等	
	南あわじ市 いかり 伊加利地区 （旧伊加利小学校区）	176世帯、 537人	伊加利国際交流会	地区長会、婦人会、老人会、消防団、公民館審議委員会等7団体	市立伊加利地区公民館 （改修） 平成17年9月	○海外の食文化、食生活等生活習慣に関する学習 ○留学生のホームステイ受入 ○留学生を招いての「インターナショナル田舎の運動会」の開催 ○留学生とともに、各国の料理を調理し食すことを通じた国際交流	
	計36地区		うち、⑩モデル地域 11地区 ⑪モデル地域 25地区				